

# 第6次 長崎県廃棄物処理計画

～ながさき資源循環推進計画～

素 案



長 崎 県

令和7年12月

# 第6次長崎県廃棄物処理計画

## ～ながさき資源循環推進計画～

### [ 目 次 ]

#### 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間、目標年次及び対象	3
4 SDGs の推進	6

#### 第2章 現状と課題

1 一般廃棄物の現状と課題	8
(1) ごみの排出状況	9
(2) 再生利用状況	12
(3) 中間処理状況	14
(4) 最終処分状況	16
(5) ごみ処理事業経費	17
(6) ごみ処理施設の状況	18
(7) 前計画の目標と達成状況	19
(8) し尿処理の状況	20
(9) し尿処理施設の状況	21
2 産業廃棄物の現状と課題	22
(1) 排出状況	22
(2) 処理・処分状況	26
(3) 再生利用・最終処分状況	30
(4) 処理体制の状況	34
(5) 前計画の目標達成状況	37
3 適正処理の現状と課題	39
(1) 適正処理の状況	39
(2) 不法投棄の状況	41

#### 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	44
(1) 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測	44
(2) 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測	46
(3) し尿等の排出量及び処理量の将来予測	47
2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	48

(1) 年間排出量の将来予測	48
(2) 処理量の将来予測	52

#### 第4章 目標の設定

1 長崎県の目指す将来像	53
2 一般廃棄物の数値目標	54
3 産業廃棄物の数値目標	56

#### 第5章 目標達成のための施策

1 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた施策について	57
1 - 食品ロス削減などの4Rの推進	58
(1) 実践型4Rの推進	58
(2) 多チャンネル連携型による普及啓発強化	59
(3) 従来の取組	60
(4) 食品ロス削減の推進	61
(5) 各種リサイクル法等に関する取組	62
(6) その他の取組	63
(7) ネットワーク形成の推進	64
1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進	65
(1) プラスチック資源循環促進法について	65
(2) 海岸漂着物対策の推進について	66
1 - 廃棄物の適正処理の推進	68
(1) 各主体による適正処理の推進	68
(2) 一般廃棄物の適正処理の推進	72
(3) 産業廃棄物の適正処理の推進	75
(4) 散乱ごみ対策の推進	81
2 地域循環システムと地方創生	83
(1) ごみ処理広域化の推進	83
(2) 長期広域化・集約化計画策定について	86
(3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理	86
(4) 資源循環のための業者間連携	87

#### 第6章 計画の推進

1 計画の推進	88
2 計画の進捗管理と見直し	89

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25

## 第1章 計画策定の趣旨

# 1 計画策定の目的

本県では、目指す将来像「ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」」の実現に向け、令和3年3月に策定した第5次長崎県廃棄物処理計画～ゴミゼロながさき推進計画～に基づき、県内における廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理の推進に関する施策を実施してきたところですが、県民1人1日あたりの一般廃棄物排出量が全国と比べて多く、また、廃棄物の再生利用率は全国よりも低い状況にあります。

こうした中、今後は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減することを目的に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（リサイクル）などを推進する「循環型社会」づくりに向けて、各主体が連携し、更なる4Rの取組を推進していく必要があります。

また、国は第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）の中で、気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決といった環境面だけでなく、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現といった、様々な社会的課題の解決にも貢献する「循環経済（セキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として打ち出しています。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、循環型社会が私たちの生活に浸透した地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することにつながるものです。

こうした県内の廃棄物処理等の現状や国の動向等を踏まえ、前計画を見直し、令和12年度を目標年度とする新たな「第6次長崎県廃棄物処理計画～ながさき資源循環推進計画～」を策定しました。本計画は、県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を更に推進するために必要な目標や施策等を定めるとともに、ごみ削減や再使用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践されるよう、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すもので、県民、事業者、NPO、大学、行政など全ての主体が協働・連携していくための指針となるものです。

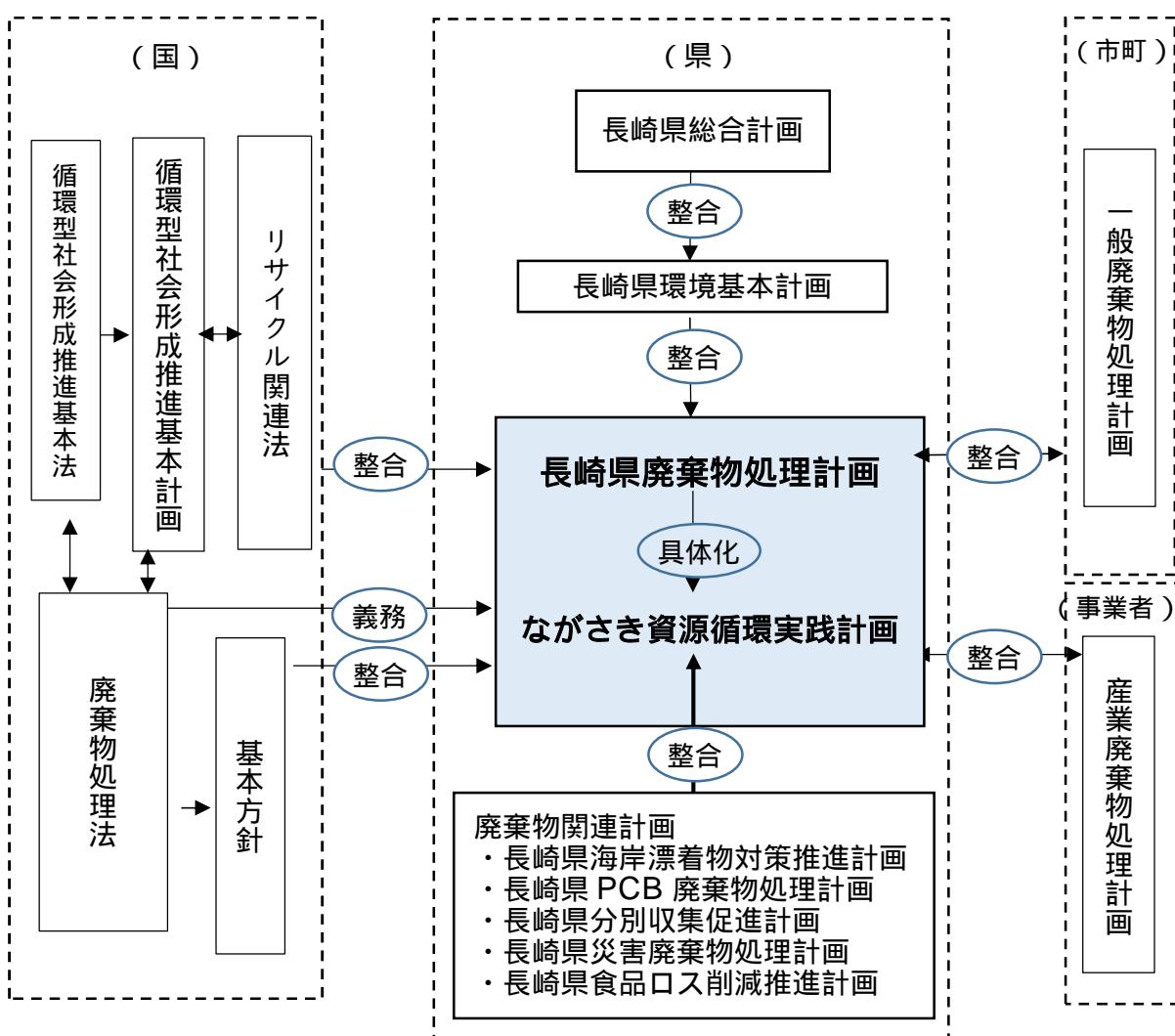
## 2 計画の位置づけ

本計画は、循環型社会の形成に向け、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、知事が定めた廃棄物処理計画です。

計画の策定にあたっては、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月28日環境省告示第6号、以下「国の方針」）」という）に沿って、循環型社会形成推進基本計画を中心としたリサイクル関連各法とも整合を図り、さらには県の上位計画である「長崎県総合計画」や「長崎県環境基本計画」ほか、県の廃棄物処理に関する各種計画とも整合を図っています。

また、市町が定める一般廃棄物処理計画や、多量排出事業者が定める産業廃棄物処理計画を策定の際の指針となるものです。

国の方針について：令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会形成に向けた関連指標とその目標値設定の考え方を示しています。

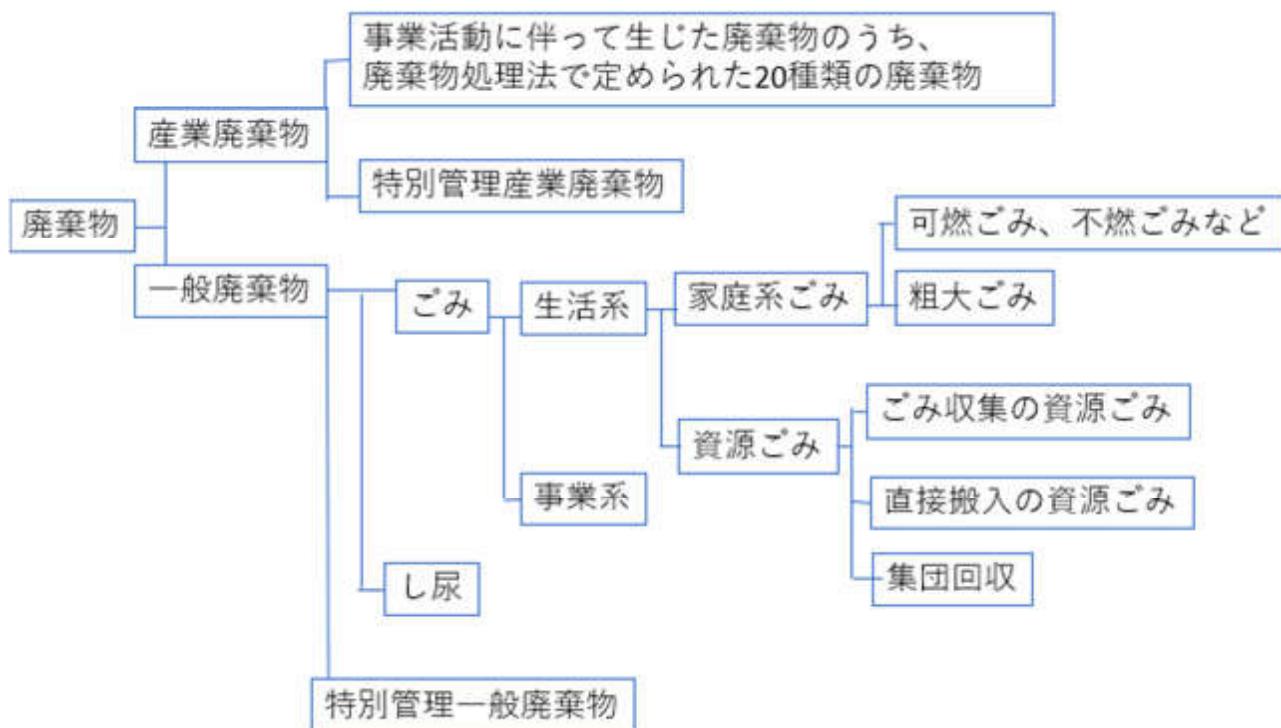


### 3 計画の期間、目標年次及び対象

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とし、令和12年度を目標年次とします。

また、対象とする廃棄物は、次の図に示す廃棄物とします。

#### 廃棄物の分類



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 廃棄物処理計画に関する事項

2

令和元年度	令和2年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議決定 ・食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要な事項を定めており、家庭系・事業系食品ロスの削減目標（2000年度比で2030年度までに5割減）を設定
令和4年度	令和4年4月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 ・プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を規定
令和5年度	令和5年6月 「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 ・2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技術の活用等による動脈連携を規定
令和6年度	令和6年5月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」施行 ・高度な技術を用いた再資源化事業等を促進し、今後必要とされる再生材の質と量の確保に向けた資源循環産業の発展や、関連する温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指すことを規定
	令和6年8月 「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定 ・循環経済への移行を「国家戦略」として位置づけ
	令和7年2月 「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 ・令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定
	令和7年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議改定 ・事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに5割減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2000年度比で2030年度までに6割減とする目標を新たに設定（家庭系は従来どおり2000年度比で2030年度までに半減）

3

4

## 1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

2 人類の活動は地球の環境収容量を超えるつあり、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染を深刻  
3 化させています。このような状況において、私たちは、資源循環だけでなく、気候変動、生物多様  
4 性の保全、環境汚染の防止にも同時に取り組む必要があります。

5 従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型につながる一方通行型の線形経済と異なり、資源の投入  
6 量・消費量を抑えつつ、循環資源をリサイクル等する4Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促  
7 進し、社会全体に投入された既存資源（社会資本・住宅・建築物・消費財等）を有効活用しながら、  
8 サービス化等を通じて資源・製品の価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への  
9 移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循  
10 環型社会を形成するまでの強力な力です。

11 それだけでなく、循環経済への移行は、資源循環の観点から気候変動・生物多様性 損失・汚染と  
12 いう主要な環境問題を含む社会的課題を解決し、経済成長を実現し、将来にわたって質の高い生活を  
13 もたらす「新たな成長」を実現し、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するための重要なツ  
14 ルールです。

15 こうしたことから、国は、第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を国家戦略  
16 として位置付けた上で、重要な方向性として、以下の5つの柱を提示しています。

17  
18 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり  
19 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環  
20 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現  
21 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行  
22 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

## 24 循環経済（サーキュラーエコノミー）のイメージ

25 ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形  
26 経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵



- 27  
28 ネット・ゼロ・  
29 ネイチャーポジティブ  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
560  
561  
562  
563  
564  
565  
566  
567  
568  
569  
570  
571  
572  
573  
574  
575  
576  
577  
578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
620  
621  
622  
623  
624  
625  
626  
627  
628  
629  
630  
631  
632  
633  
634  
635  
636  
637  
638  
639  
640  
641  
642  
643  
644  
645  
646  
647  
648  
649  
650  
651  
652  
653  
654  
655  
656  
657  
658  
659  
660  
661  
662  
663  
664  
665  
666  
667  
668  
669  
670  
671  
672  
673  
674  
675  
676  
677  
678  
679  
680  
681  
682  
683  
684  
685  
686  
687  
688  
689  
690  
691  
692  
693  
694  
695  
696  
697  
698  
699  
700  
701  
702  
703  
704  
705  
706  
707  
708  
709  
710  
711  
712  
713  
714  
715  
716  
717  
718  
719  
720  
721  
722  
723  
724  
725  
726  
727  
728  
729  
730  
731  
732  
733  
734  
735  
736  
737  
738  
739  
740  
741  
742  
743  
744  
745  
746  
747  
748  
749  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
750  
751  
752  
753  
754  
755  
756  
757  
758  
759  
760  
761  
762  
763  
764  
765  
766  
767  
768  
769  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
770  
771  
772  
773  
774  
775  
776  
777  
778  
779  
780  
781  
782  
783  
784  
785  
786  
787  
788  
789  
790  
791  
792  
793  
794  
795  
796  
797  
798  
799  
800  
801  
802  
803  
804  
805  
806  
807  
808  
809  
8010  
8011  
8012  
8013  
8014  
8015  
8016  
8017  
8018  
8019  
8020  
8021  
8022  
8023  
8024  
8025  
8026  
8027  
8028  
8029  
8030  
8031  
8032  
8033  
8034  
8035  
8036  
8037  
8038  
8039  
8040  
8041  
8042  
8043  
8044  
8045  
8046  
8047  
8048  
8049  
8050  
8051  
8052  
8053  
8054  
8055  
8056  
8057  
8058  
8059  
8060  
8061  
8062  
8063  
8064  
8065  
8066  
8067  
8068  
8069  
8070  
8071  
8072  
8073  
8074  
8075  
8076  
8077  
8078  
8079  
8080  
8081  
8082  
8083  
8084  
8085  
8086  
8087  
8088  
8089  
8090  
8091  
8092  
8093  
8094  
8095  
8096  
8097  
8098  
8099  
80100  
80101  
80102  
80103  
80104  
80105  
80106  
80107  
80108  
80109  
80110  
80111  
80112  
80113  
80114  
80115  
80116  
80117  
80118  
80119  
80120  
80121  
80122  
80123  
80124  
80125  
80126  
80127  
80128  
80129  
80130  
80131  
80132  
80133  
80134  
80135  
80136  
80137  
80138  
80139  
80140  
80141  
80142  
80143  
80144  
80145  
80146  
80147  
80148  
80149  
80150  
80151  
80152  
80153  
80154  
80155  
80156  
80157  
80158  
80159  
80160  
80161  
80162  
80163  
80164  
80165  
80166  
80167  
80168  
80169  
80170  
80171  
80172  
80173  
80174  
80175  
80176  
80177  
80178  
80179  
80180  
80181  
80182  
80183  
80184  
80185  
80186  
80187  
80188  
80189  
80190  
80191  
80192  
80193  
80194  
80195  
80196  
80197  
80198  
80199  
80200  
80201  
80202  
80203  
80204  
80205  
80206  
80207  
80208  
80209  
80210  
80211  
80212  
80213  
80214  
80215  
80216  
80217  
80218  
80219  
80220  
80221  
80222  
80223  
80224  
80225  
80226  
80227  
80228  
80229  
80230  
80231  
80232  
80233  
80234  
80235  
80236  
80237  
80238  
80239  
80240  
80241  
80242  
80243  
80244  
80245  
80246  
80247  
80248  
80249  
80250  
80251  
80252  
80253  
80254  
80255  
80256  
80257  
80258  
80259  
80260  
80261  
80262  
80263  
80264  
80265  
80266  
80267  
80268  
80269  
80270  
80271  
80272  
80273  
80274  
80275  
80276  
80277  
80278  
80279  
80280  
80281  
80282  
80283  
80284  
80285  
80286  
80287  
80288  
80289  
80290  
80291  
80292  
80293  
80294  
80295  
80296  
80297  
80298  
80299  
80300  
80301  
80302  
80303  
80304  
80305  
80306  
80307  
80308  
80309  
80310  
80311  
80312  
80313  
80314  
80315  
80316  
80317  
80318  
80319  
80320  
80321  
80322  
80323  
80324  
80325  
80326  
80327  
80328  
80329  
80330  
80331  
80332  
80333  
80334  
80335  
80336  
80337  
80338  
80339  
80340  
80341  
80342  
80343  
80344  
80345  
80346  
80347  
80348  
80349  
80350  
80351  
80352  
80353  
80354  
80355  
80356  
80357  
80358  
80359  
80360  
80361  
80362  
80363  
80364  
80365  
80366  
80367  
80368  
80369  
80370  
80371  
80372  
80373  
80374  
80375  
80376  
80377  
80378  
80379  
80380  
80381  
80382  
80383  
80384  
80385  
80386  
80387  
80388  
80389  
80390  
80391  
80392  
80393  
80394  
80395  
80396  
80397  
80398  
80399  
80400  
80401  
80402  
80403  
80404  
80405  
80406  
80407  
80408  
80409  
80410  
80411  
80412  
80413  
80414  
80415  
80416  
80417  
80418  
80419  
80420  
80421  
80422  
80423  
80424  
80425  
80426  
80427  
80428  
80429  
80430  
80431  
80432  
80433  
80434  
80435  
80436  
80437  
80438  
80439  
80440  
80441  
80442  
80443  
80444  
80445  
80446  
80447  
80448  
80449  
80450  
80451  
80452  
80453  
80454  
80455  
80456  
80457  
80458  
80459  
80460  
80461  
80462  
80463  
80464  
80465  
80466  
80467  
80468  
80469  
80470  
80471  
80472  
80473  
80474  
80475  
80476  
80477  
80478  
80479  
80480  
80481  
80482  
80483  
80484  
80485  
80486  
80487  
80488  
80489  
80490  
80491  
80492  
80493  
80494  
80495  
80496  
80497  
80498  
80499  
80500  
80501  
80502  
80503  
80504  
80505  
80506  
80507  
80508  
80509  
80510  
80511  
80512  
80513  
80514  
80515  
80516  
80517  
80518  
80519  
80520  
80521  
80522  
80523  
80524  
80525  
80526  
80527  
80528  
80529  
80530  
80531  
80532  
80533  
80534  
80535  
80536  
80537  
80538  
80539  
80540  
80541  
80542  
80543  
80544  
80545  
80546  
80547  
80548  
80549  
80550  
80551  
80552  
80553  
80554  
80555  
80556  
80557  
80558  
80559  
80560  
80561  
80562  
80563  
80564  
80565  
80566  
80567  
80568  
80569  
80570  
80571  
80572  
80573  
80574  
80575  
80576  
80577  
80578  
80579  
80580  
80581  
80582  
80583  
80584  
80585  
80586  
80587  
80588  
80589  
80590  
80591  
80592  
80593  
80594  
80595  
80596  
80597  
80598  
80599  
80600  
80601  
80602  
80603  
80604  
80605  
80606  
80607  
80608  
80609  
80610  
80611  
80612  
80613  
80614  
80615  
80616  
80617  
80618  
80619  
80620  
80621  
80622  
80623  
80624  
80625  
80626  
80627  
80628  
80629  
80630  
80631  
80632  
80633  
80634  
80635  
80636  
80637  
80638  
80639  
80640  
80641  
80642  
80643  
80644  
80645  
80646  
80647  
80648  
80649  
80650  
80651  
80652  
80653  
80654  
80655  
80656  
80657  
80658  
80659  
80660  
80661  
80662  
80663  
80664  
80665  
80666  
80667  
80668  
80669  
80670  
80671  
80672  
80673  
80674  
80675  
80676  
80677  
80678  
80679  
80680  
80681  
80682  
80683  
80684  
80685  
80686  
80687  
80688  
80689  
80690  
80691  
80692  
80693  
80694  
80695  
80696  
80697  
80698  
80699  
80700  
80701  
80702  
80703  
80704  
80705  
80706  
80707  
80708  
80709  
80710  
80711  
80712  
80713  
80714  
80715  
80716  
80717  
80718  
80719  
80720  
80721  
80722  
80723  
80724  
80725  
80726  
80727  
80728  
80729  
80730  
80731  
80732  
80733  
80734  
80735  
80736  
80737  
80738  
80739  
80740  
80741  
80742  
80743  
80744  
80745  
80746  
80747  
80748  
80749  
80750  
80751  
80752  
80753  
80754  
80755  
80756  
80757  
80758  
80759  
80760  
80761  
80762  
80763  
80764  
80765  
80766  
80767  
80768  
80769  
80770  
80771  
80772  
80773  
80774  
80775  
80776  
80777  
80778  
80779  
80780  
80781  
80782  
80783  
80784  
80785  
80786  
80787  
80788  
80789  
80790  
80791  
80792  
80793  
80794  
80795  
80796  
80797  
80798  
80799  
80800  
80801  
80802  
80803  
80804  
80805  
80806  
80807  
80808  
80809  
80810  
80811  
80812  
80813  
80814  
80815  
80816  
80817  
80818  
80819  
80820  
80821  
80822  
80823  
80824  
80825  
80826  
80827  
80828  
80829  
80830  
80831  
80832  
80833  
80834  
80835  
80836  
80837  
80838  
80839  
80840  
80841  
80842  
80843  
80844  
80845  
80846  
80847  
80848  
80849  
80850  
80851  
80852  
80853  
80854  
80855  
80856  
80857  
80858  
80859  
80860  
80861  
80862  
80863  
80

## 2 4 SDGs の推進

3 2015年（平成27年）の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」  
 4 が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現す  
 5 るため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：  
 6 Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲッ  
 7 トが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消  
 8 費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わ  
 9 る課題に係るゴールが含まれています。

10

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11  
12

目標1_貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2_飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3_すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4_質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標5_ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標6_安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーへのアクセス：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8_働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9_産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10_人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11_住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12_つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13_気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14_海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15_緑の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16_平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17_パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1

2

[ ] 部分は長崎県廃棄物処理計画で目指すこととする目標です。

3

4

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

## 第2章 現状と課題

## 1 一般廃棄物の現状と課題

「長崎県ごみ処理広域化計画（平成21年7月改訂）」では、以下のような広域ブロックを定めています。

本計画では、県全体の現状とあわせて、この広域ブロックに沿った現状の把握も行い、目標を定めます。

ブロック名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	構成市町
長崎・西彼 (2市2町)	480,691	697.07	690	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北 (3市4町)	324,300	991.83	327	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町 川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南 (5市)	347,270	935.84	371	島原市、諫早市、大村市、雲仙市 南島原市
下五島 (1市)	31,928	420.04	76	五島市
上五島 (2町)	17,805	239.47	74	小值賀町、新上五島町
壱岐 (1市)	22,736	139.42	163	壱岐市
対馬 (1市)	25,975	708.63	37	対馬市

人口は「長崎県異動人口調査結果（令和6年10月1日現在）」に基づき集計

## 1 (1) ごみの排出状況

2

## 現状

- 令和6年度におけるごみ排出量は42万4千トンです。令和元年度に比べ約5千5百トン減少しました。
- 「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の3ブロックでごみ排出量全体の約9割を占めています。
- 1人1日あたりのごみ排出量は、緩やかであるものの減少しています。しかしながら、全国平均と比較すると79g高い水準(令和5年度:全国平均851g/人・日、長崎県930g/人・日)となっています。
  - 令和5年度における事業系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均よりも高い水準にあります。また、家庭系ごみにおける1人1日あたりのごみ排出量についても全国平均よりも高い水準にあります。

## 課題

- 事業系ごみにおいては、食品ロスの削減、食材の使い切りなど、各事業所においてできる取組を徹底し、排出量を削減する必要があります。
- 家庭系ごみにおいては、循環型社会の構築を推進し、食品ロスの削減や生ごみの水切り・堆肥化、雑がみの適切な分別回収などの取組に加え、ライフスタイル全般の見直を通じて排出量を削減する必要があります。

## 3 (用語の定義)

4 事業系ごみ: 事業活動に伴って排出されるごみ。紙ごみや食堂などから出る食べ残しなど  
5 生活系ごみ: 家庭から排出されるごみ

6 家庭系ごみ: 生活系ごみから「家庭から排出される資源ごみ」を除いたもの

7 ごみ排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

8 計画収集量: 市町によって収集されたごみ量

9 直接搬入量: 住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量

10 集団回収量: 自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量

11 1人1日あたりのごみ排出量

12 = ごみ排出量 ÷ ごみ収集を行っている区域の人口 ÷ 年間日数

13 ( 人口: 各年度 10月1日時点の住民基本台帳人口 )

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

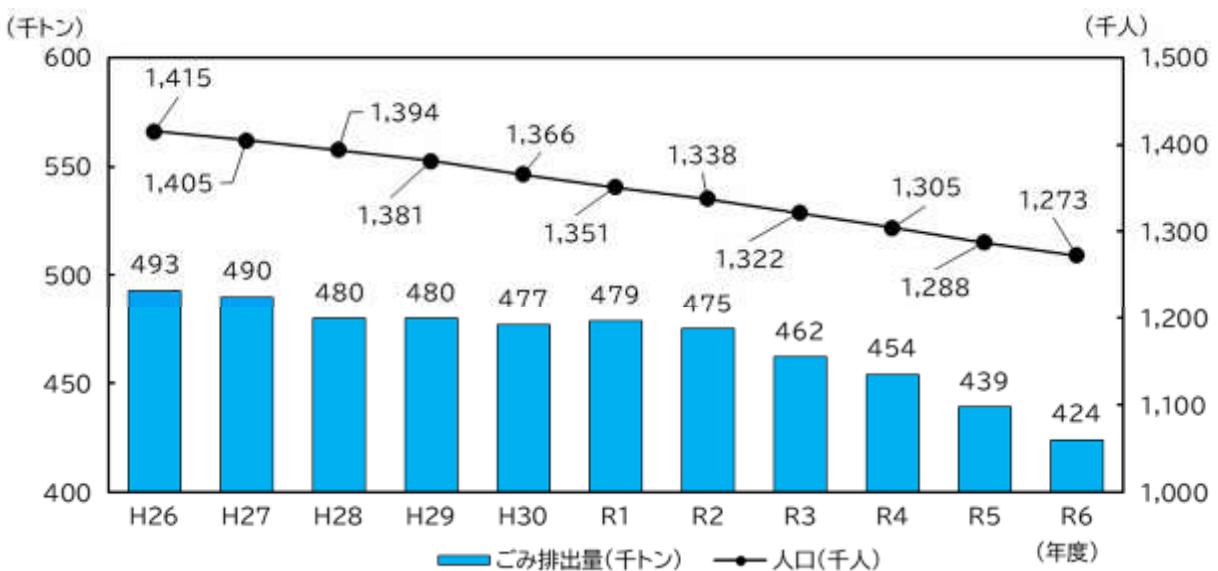


図 2-1-1 長崎県のごみ排出量及び人口の推移

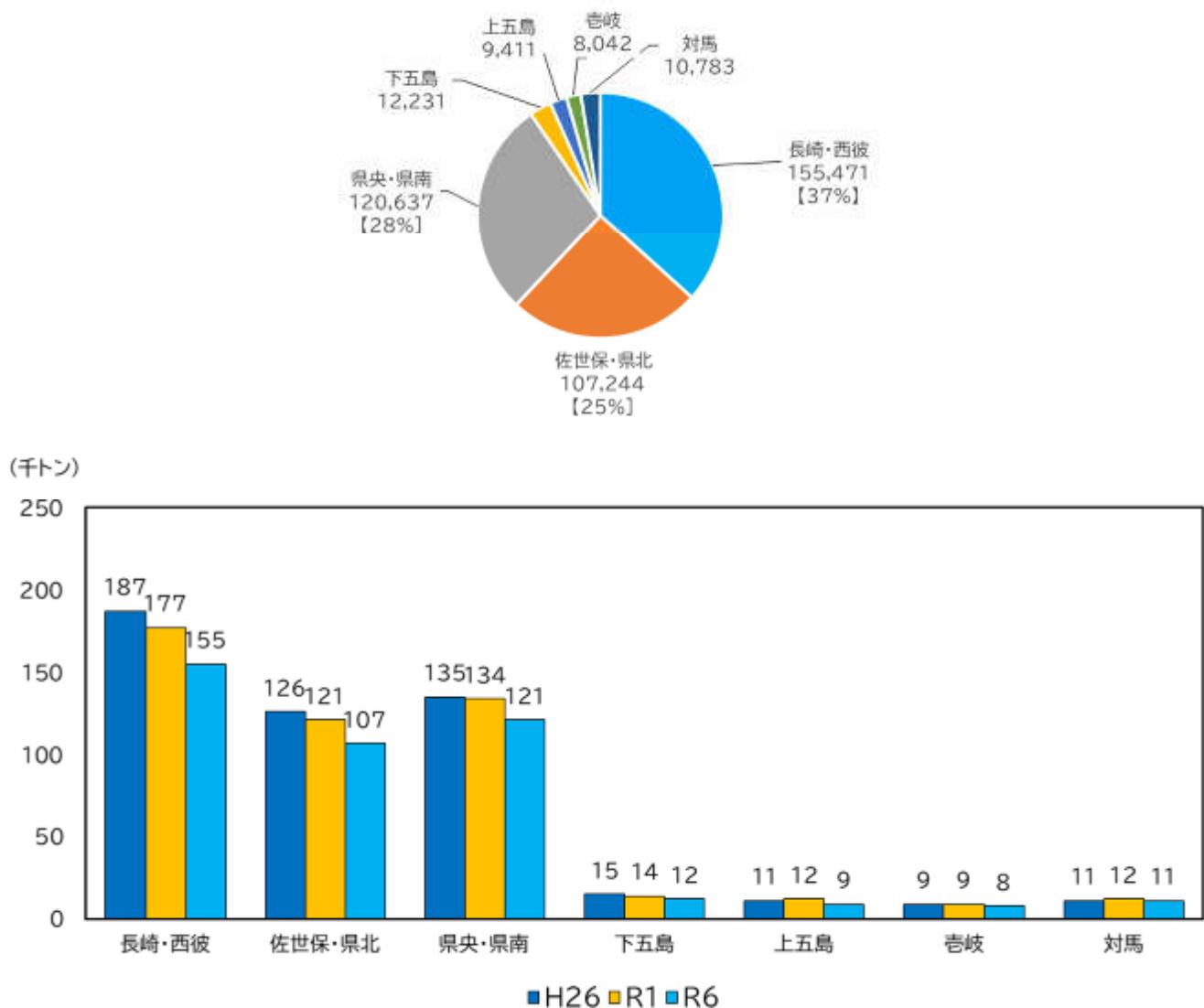


図 2-1-2 ブロック別ごみ排出量(総量)の比較

1

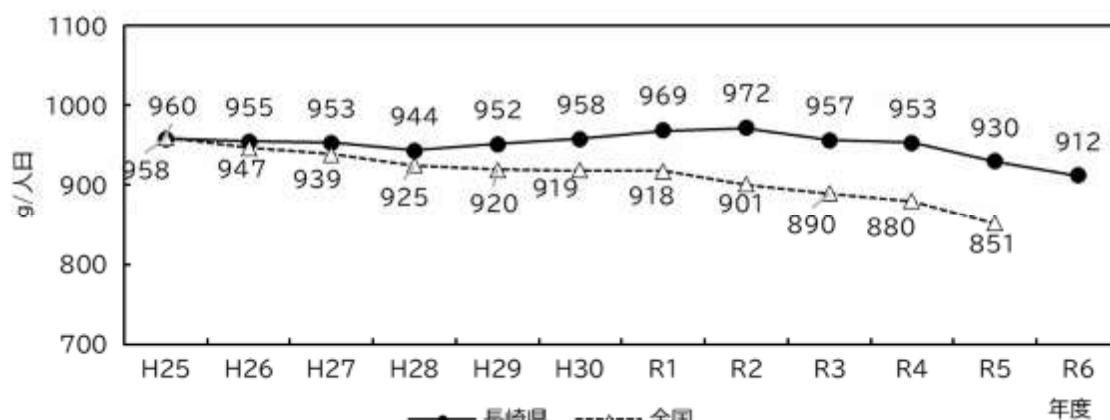
2  
3

図 2-1-3 1人1日あたりのごみ排出量の推移

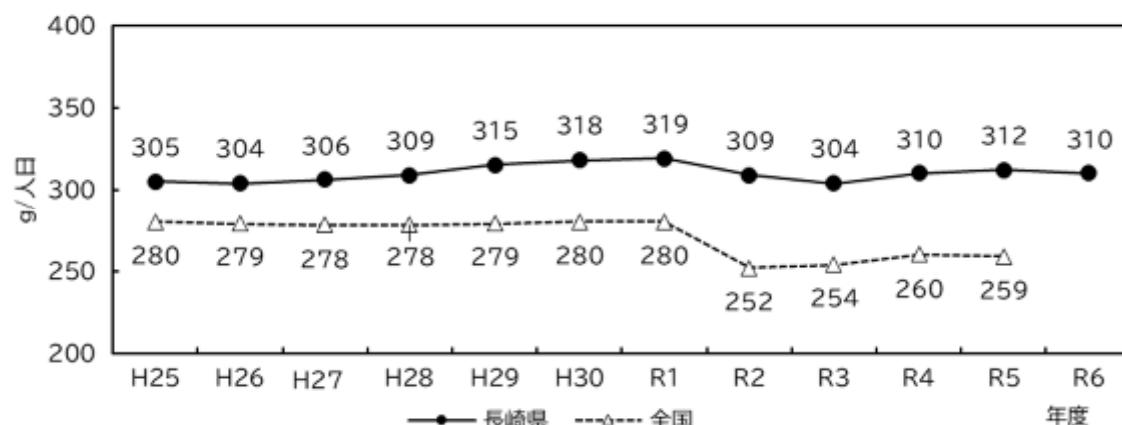
4  
5  
6

図 2-1-4 1人1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

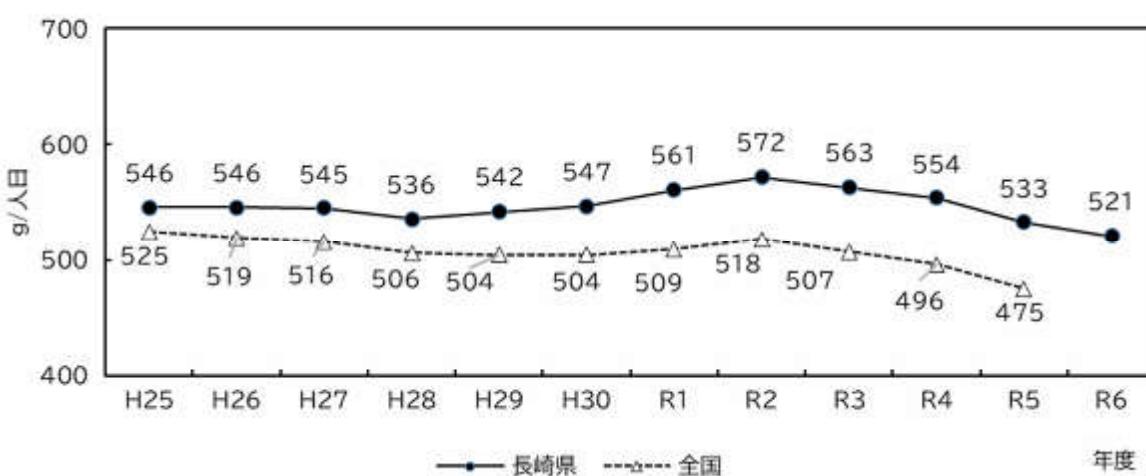
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13

図 2-1-5 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

1

表2-1-6 ごみ排出量の内訳【参考】

(単位:トン)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画収集量	可燃ごみ	330,512	325,023	322,234	309,395	300,880
	不燃ごみ	18,858	16,765	15,643	14,678	14,067
	資源ごみ	33,488	32,541	32,043	31,144	29,445
	粗大ごみ	2,508	2,490	1,775	1,792	1,730
	その他	461	456	443	413	426
	小計	385,827	377,275	372,138	357,422	346,548
直接搬入量		75,876	71,850	69,738	70,457	67,565
計		461,703	449,125	441,876	427,879	414,113
内訳	(生活系ごみ)	311,008	302,631	294,164	280,892	269,975
	(事業系ごみ)	150,695	146,494	147,712	146,987	144,138
集団回収量		12,903	12,594	11,830	10,738	9,706
合計		474,606	461,719	453,706	438,617	423,819

2

3

## 4 (2) 再生利用状況

## 現状

令和6年度における再生利用率は15.9%であり、近年ほぼ横ばいの傾向となっており、令和5年度値(15.8%)は、全国値(19.5%)と比べ3.7ポイント低い値となっています。(表2-1-8参照)

再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、その差が大きいのは紙類となっています。

令和6年度における再生利用率をブロック別に見ると、「壱岐」、「県央・県南」、「佐世保・県北」の順に再生利用率が高くなっています。(図2-1-9参照)

## 課題

全国平均と比べて再生利用率が低く、継続して横ばいで推移しているため、再生利用率向上に向けて施策の見直しを検討する必要があります。

再生利用率が全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。再生利用率が低い理由として、再資源化できる雑がみ類が可燃ごみとして排出されていることが考えられるため、雑がみを適切に分別し回収する必要があります。また、市町が直接関与していない紙類のリサイクル業者が行っている再資源化についても、推進する必要があります。

## 5 (用語の定義)

6 再生利用率 = (資源化量 ÷ ごみ排出量) × 100

7 資源化量 = 施設資源化量 + 直接資源化量 + 集団回収量

8 施設資源化量：リサイクル施設における分別や焼却施設におけるスラグ化等により資源化された量

9 直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量

10 集団回収量：市民団体や自治会等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与している団体回収量

11

12

13

14

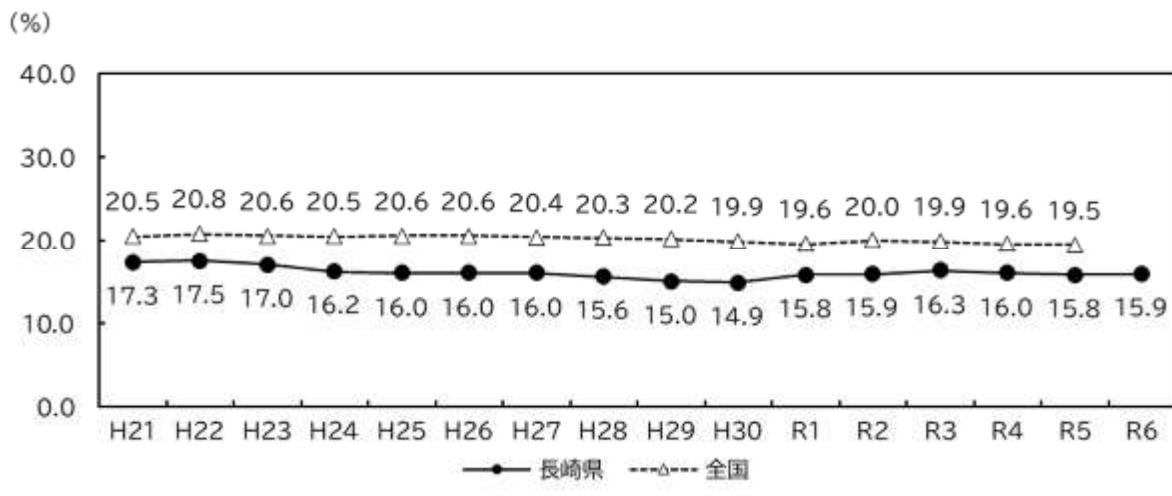


図 2-1-7 再生利用率の推移

表 2-1-8 再生利用率の全国との比較（令和5年度実績）

項目	重量		再生利用率 (%)		
	全国(千トン)	長崎県(トン)	全国	長崎県	全国との差
ごみ処理量 + 集団回収量	38,974	438,617	-	-	-
資源化量	7,633	69,008	19.5	15.8	-3.7
(内訳)	(資源化量内訳)				
紙類(紙パック、紙製容器包装を除く)	2,705	19,175	6.9	4.4	-2.5
紙パック、紙製容器包装	129	172	0.3	0.04	-0.26
容器包装プラスチック等	681	5,307	1.7	1.2	-0.5
ペットボトル	341	3,888	0.9	0.9	0
ガラス類	638	6,424	1.6	1.5	-0.1
金属類	736	8,300	1.9	1.9	0
布類	174	444	0.4	0.1	-0.3
ごみ焼却施設から排出される灰の再生利用に関するもの(溶融スラグ化、セメント原料化、固体燃料化等)	1,249	20,290	3.2	4.6	1.4
その他	770	4,226	2.0	1.0	-0.1

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

1  
2  
3  
45  
6  
7

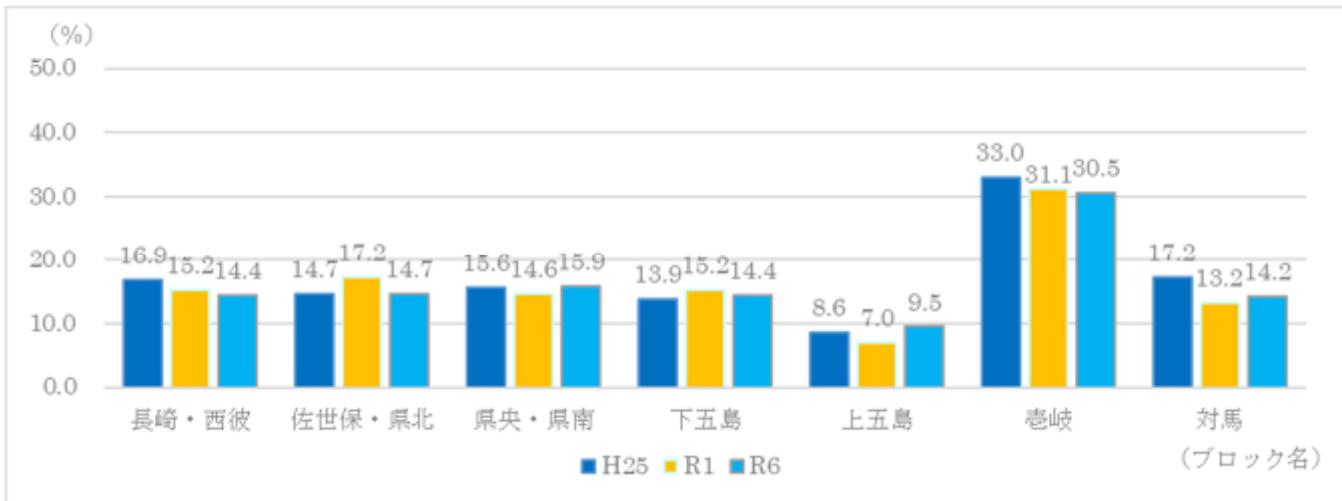


図 2-1-9 ブロック別再生利用率の比較

表 2-1-10 ブロック別再生利用率の比較内訳（令和 6 年度）（単位：%）

	長崎・西彼	佐世保・県北	県央・県南	下五島	上五島	壱岐	対馬
施設資源化量	11.1	11.1	13.8	14.2	9.5	30.5	5.2
直接資源化量	0.6	0.6	0.3	0	0	0	7.5
集団回収	2.7	3	1	0.2	0	0	8.0
計	14.4	14.7	15.9	14.4	9.5	30.5	14.2

### 現状

令和 6 年度の中間処理量は 39 万 6 千トンで、そのうち焼却施設（直接焼却）によるものが 36 万 1 千トン、粗大ごみ処理施設によるものが 1.5 千トン、資源化等を行う施設によるものが 2 万 7 千トン、直接資源化によるものが 6.5 千トンとなっています。

（図 2-1-11 参照）

焼却に伴い排出されるダイオキシン類の量は、令和 6 年度で 0.16g-TEQ/年であり、ごみの減量化や家庭や事業者における分別意識の向上、ごみ処理施設の広域化及び高度化等により低い水準で推移しています。

（図 2-1-12 参照）

### 課題

ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備のほか、不燃物、プラスチック等の再資源化施設等の整備により、廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要があります。

ダイオキシン類対策を継続していくとともに、引き続きごみの減量化やごみ処理施設の広域化などを進める必要があります。

### （用語の説明）

TEQ : Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量)

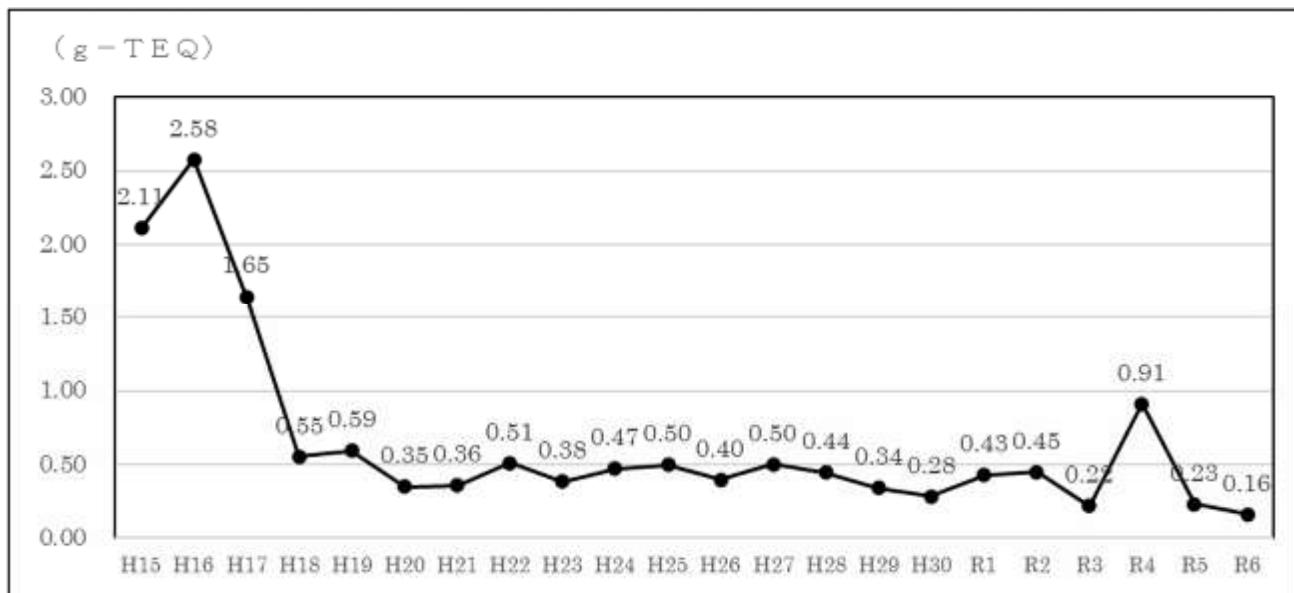
ダイオキシン類は複雑な同族体や異性体の混合物であり、それぞれ毒性の強さが異なるため、この中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性を 1 として、それぞれの異性体の毒性をこれに換算して合計したもの

## 第2章 現状と課題

- 1 同族体：化学的性質が互いに類似した一連の有機化合物  
 2 異性体：同じ分子式でありながら、化学的に区別される化合物

表 2-1-11 ごみ処理区分別の処理量の内訳 (単位:トン)

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)	
中間処理量	焼却施設(直接焼却)	395,309	86.2	385,855	86.7	383,490	87	372,032	86.9	361,096	89.4
	粗大ごみ処理施設	5,851	1.3	5,315	1.2	5,476	1.2	4,935	1.2	1,593	0.4
	資源化等を行う施設	38,785	8.5	37,019	8.3	35,682	8.1	35,257	8.2	27,123	6.7
	直接資源化	6,219	1.4	5,936	1.3	6,097	1.4	6,645	1.6	6,509	1.6
	その他の施設	1,892	0.4	2,010	0.5	1,823	0.4	1,879	0.4	317	0.1
	小計	52,747	11.5	50,280	11.3	49,078	11.1	48,716	11.4	35,542	8.8
	計	448,056	97.7	436,135	98	432,568	98.1	420,748	98.3	396,638	98.2
直接最終処分量		10,526	2.3	9,101	2	8,445	1.9	7,400	1.7	7,321	1.8
計		458,582	100	445,236	100	441,013	100	428,148	100	403,959	100
集団回収量		12,903		12,594		11,830		10,738		9,706	
合計		471,485		457,830		452,843		438,886		413,665	



## 1 (4) 最終処分状況

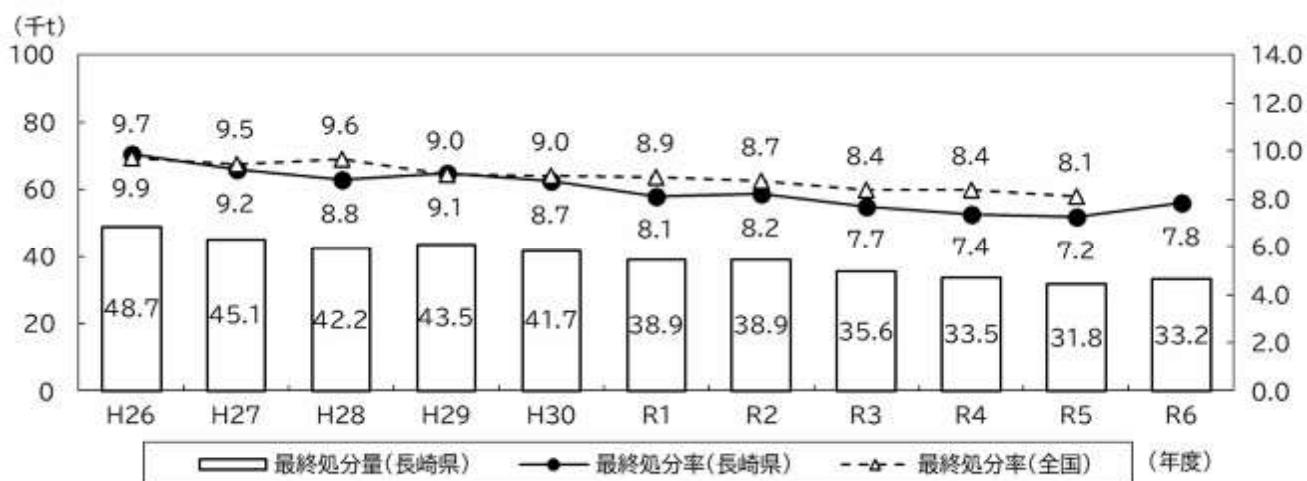
## 2 現状

令和6年度の最終処分量は3万3千トンで、近年減少傾向にあります。ごみ排出量に占める最終処分量の割合(以下「最終処分率」という)は7.8%で、令和5年度値(8.1%)で比べると、全国値(8.1%)と同程度です。(図2-1-13参照)  
プロック別に見ると、令和6年度の最終処分率は「上五島」「長崎・西彼」が高くなっています。(図2-1-14参照)

## 3 課題

循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を抑制する必要があります。

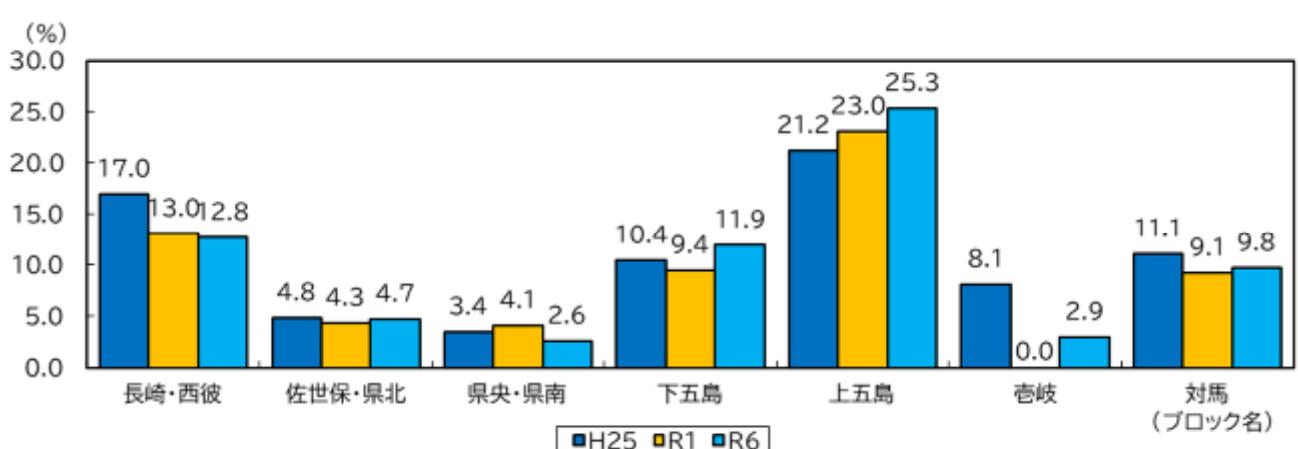
4



5 図2-1-13 最終処分量と最終処分率の推移

6

7



8 図2-1-14 プロック別最終処分率の比較

9

10

## 1 (5) ごみ処理事業経費

## 現状

令和5年度のごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費は、令和5年度で45,954円です。これに、施設を建設したり改造したりする建設・改良費を加えたごみ処理事業経費は66,490円になります。(図表2-1-16参照)

ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費を、令和5年度の全国値と比べると、2,334円高くなっています。

- ごみがいっぱい入ったごみ袋1個の重さを約5キログラムとすると、そのごみ袋1個を処理するためのごみ処理事業経費は約330円になります。

## 課題

一般廃棄物処理に係るコスト分析及び効率化を推進し、ごみ処理にかかる経費を抑制する必要があります。

2

## (用語の説明)

4 処理及び維持管理費：収集運搬・焼却処理、中間処理・最終処分にかかる経費(人件費、燃料

5 費、消耗品費、光熱水費等)、施設の修繕費、車両購入費及び委託費等

6 建設・改良費：廃棄物処理施設の整備や改造にかかる経費(工事費、事務費及び調査費等)等

7

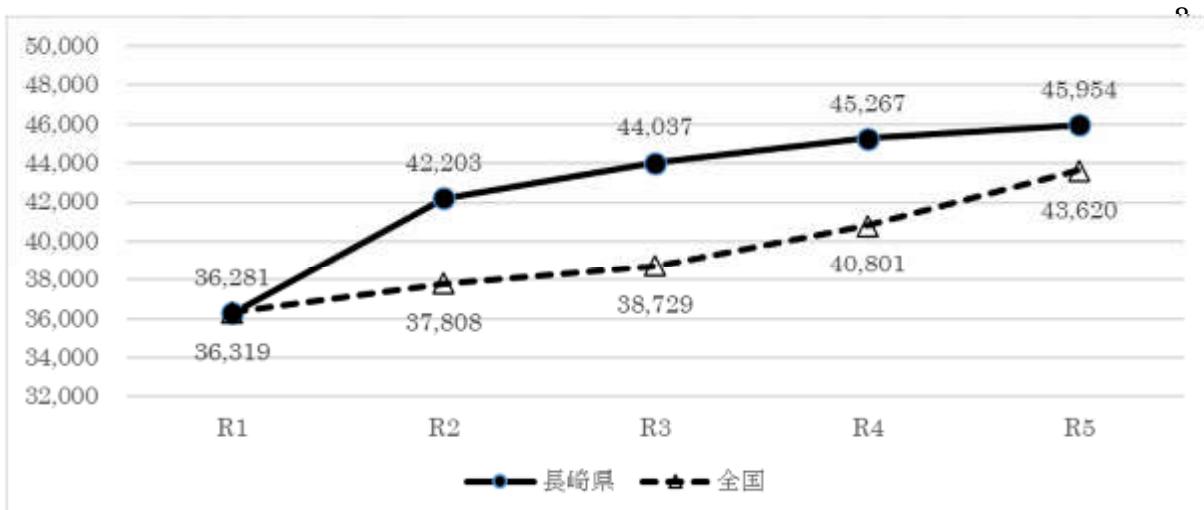


図2-1-15 ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費の推移

表2-1-16 ごみ処理事業経費(令和5年度)

人口(人)		1,288,215
ごみ処理事業経費 (百万円)	建設・改良費	5,617
	処理・維持管理費	20,156
	合計	25,773
ごみ1トンあたりの処理・維持管理費(円/トン)		45,954
ごみ1トンあたりのごみ処理事業経費(円/トン)		66,490
1人あたりのごみ処理事業経費(円/人)		20,007
ごみ袋1個(5kg)あたりのごみ処理事業経費(円/袋)		330

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

## 1 (6) ごみ処理施設の状況

## 2 ごみ焼却施設

## 現状

ごみ焼却施設は、令和7年3月現在で県内に16施設ありますが、「長崎県ごみ処理広域化計画では令和12年度までに15施設に集約される予定です。

一方で、ごみ焼却施設の解体には多額の費用を要すること等の理由から、これまで、ごみ処理の広域化等に伴い廃止された施設のうち、15施設が令和7年3月現在、未解体のままとなっています。

## 課題

国の交付金などを活用し、ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備（更新）を推進する必要があります。

廃止されたごみ焼却施設は、ダイオキシン類の周辺環境への影響が懸念されることから、早期に解体する必要があります。

3

4

表 2-1-17 ごみ焼却施設の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和7年3月現在)	4	5	3	1	1	1	1	16
ごみ処理広域化計画目標値 (令和12年度の施設数)	4	5	2	1	1	1	1	15

5

6

7

## 再資源化施設等

## 現状

資源ごみや粗大ごみを処理するための再資源化施設等は令和7年3月現在で県内に14施設あります。

## 課題

さらに廃棄物のリサイクルを推進するため、不燃物、プラスチック等の再資源化施設の整備など、市町の状況等に応じた再資源化施設の整備を一層推進する必要があります。

8

9

表 2-1-18 再資源化施設等の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和7年3月現在)	4	4	1	1	2	1	1	14

10

11

12

1

## 最終処分場

### 現状

発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環利用を徹底したうえで、どうしても循環利用できない廃棄物については適正に処理され、必要な範囲内で埋立処分が行われており、県内には令和7年3月現在19施設の最終処分場があります。  
新たな最終処分場の建設は多くの課題を伴うため各市町においては、4R活動を推進するなどして埋立処分量を減らすことで、最終処分場の延命化に努めています。

### 課題

最終処分場の延命化を図るため、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進することが必要です。  
廃棄物の処理を、できる限り発生地域内又は県内で完結させるため、最終処分場の計画的な整備が求められています。  
災害時などは一時的に大量の廃棄物を処理する必要が生じるため、最終処分場を整備する際には、残余容量に余裕を持たせることが必要です。

2

### (用語の説明)

4R活動：循環型社会の形成推進のために、廃棄物となる物を「断る」(Refuse)・「減らす」(Reduce)・「再使用する」(Reuse)・「再生利用する」(Recycle)活動の総称

3

4

5

6

7

8

表 2-1-19 最終処分場の整備状況

	長崎 西彼 県北	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和7年3月現在)	2	6	3	1	5	1	1	19

9

10

### (7) 前計画の目標と達成状況

11

表 2-1-20 前計画の目標と達成状況

	令和7年度 (目標値)	令和7年度 (予測値)
排出量(1人1日あたり)	900g/人・日	909g/人・日
再生利用率	20.0%	15.2%

12

13

令和6年度の1人1日あたりの一般廃棄物の排出量については、912g/人・日となる見込みです。

14

令和6年度の再生利用率は15.9%の見込みです。

15

循環社会の実現に向けて、一般廃棄物の更なる発生抑制やリサイクル等の取組が必要です。

16

17

18

## 1 (8) し尿処理の状況

2

## 現状

令和6年度における水洗化率は83.1%であり、公共下水道、浄化槽等の普及に伴い年々増加しているものの、人口減少に伴う少子高齢化や人口密集地が山々で分断される本県の地形的特性などにより、離島を中心に汚水処理施設の普及が進まないことから、令和5年度の長崎県の実績値は82.4%であり、全国値(96.3%)より依然として低い状況で推移しています。

水洗化率の内訳は公共下水道61.1%、浄化槽19.3%、コミュニティプラント0.4%となっています。

## 課題

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き水洗化率を向上させる必要があります。

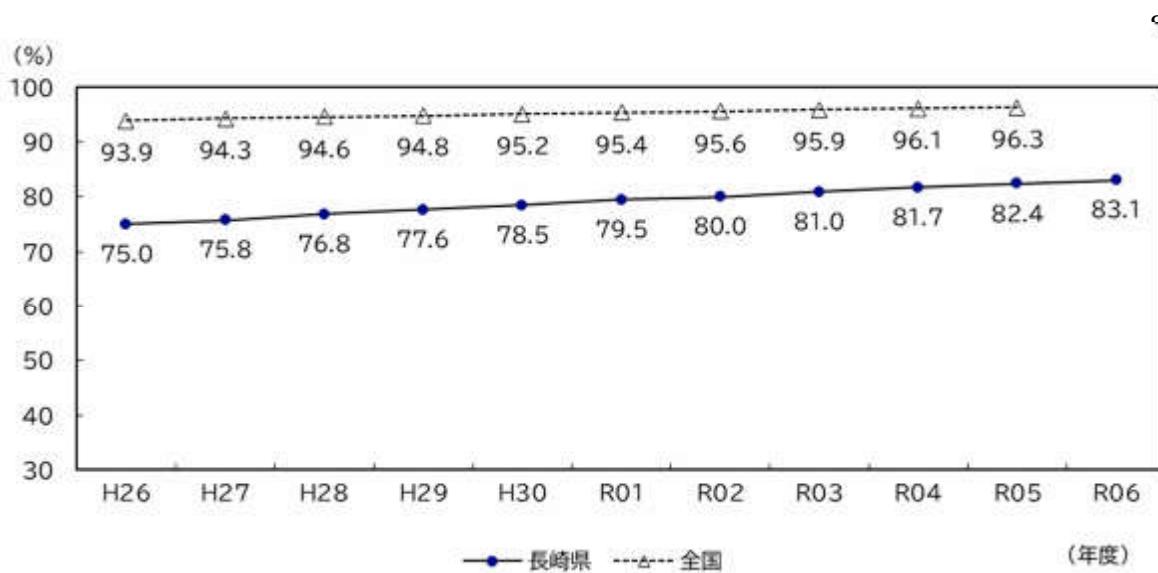
## 3 (用語の定義)

4 水洗化率 = (公共下水道や浄化槽などでし尿を処理できる人口) ÷ 総人口

5 コミュニティプラント：市町が、地域し尿処理施設として設置・管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設

6

7



20 図2-1-21 水洗化率の推移

21

22

## 1 (9) し尿処理施設の状況

2

## 現状

し尿処理施設は令和7年3月末現在で県内に23施設（うち3施設休止中）が設置されており、そのうち県内で稼働している施設は20施設であり、休止している施設を含め12施設は稼働後20年を経過しています。

ブロック別に見ると、「佐世保・県北」、「対馬」ブロックで、し尿等の搬入量に対して施設の処理能力に余裕がありません。

## 課題

既存し尿処理施設の処理能力に余裕がないブロックにおいては、計画的な施設整備を進める必要があります。

3

4

5

表 2-1-22 し尿処理施設の処理能力及び処理実績(令和5年度実績)

ブロック名	施設数	処理能力 合計 (kL/日)	処理量		稼働率 / × 100 (%)
			年間 (kL)	1日あたり (kL/日)	
長崎・西彼	3	174	40,306	110	63
佐世保・県北	4	493	142,340	390	79
県央・県南	5	584	124,894	342	59
下五島	1	118	20,964	57	49
上五島	2	81	19,950	55	67
壱岐	2	145	19,210	53	36
対馬	3	110	31,390	86	78
合計	20	1,705	399,054	1,093	64

6 他に休止施設 3 施設あり

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

## 2 産業廃棄物の現状と課題

### (1) 排出状況

#### 現状

令和6年度に県内で排出された産業廃棄物は約549万トンと推計されます。

令和6年度の産業廃棄物の排出量を、令和元年度の排出量約487万トンと比べると、約62万トン（約13%）増加しています。

- 「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の9割以上を占めています。

業種別にみると、【農業・林業】、【電気・水道業】（ガス・熱供給を含む。）、【建設業】、から排出される量が多く、全排出量の約9割を占めています。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、ばいじんの順に多く、この4品目で全排出量の約9割を占めています。

#### 課題

産業廃棄物の排出量は県内各地の再開発や事業活動の拡大に伴い増加していることから、循環型社会の形成を推進に向け、廃棄物の適正処理、再資源化を一層推進して、最終処分量を減らす必要があります。

#### 排出量の推移

令和6年度の産業廃棄物の排出量は約549万トンであり、令和元年度の排出量である約487万トンと比べると約62万トン（約13%）増加しており、近年増加傾向で推移しています。

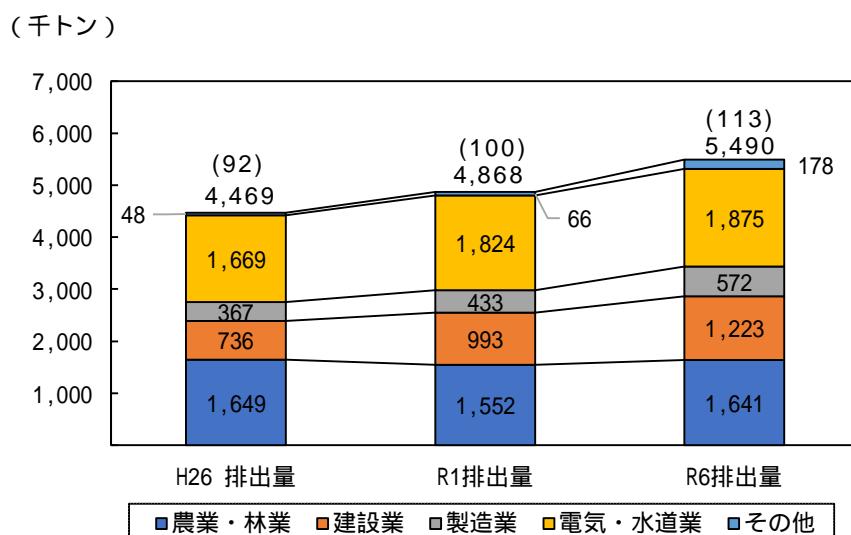


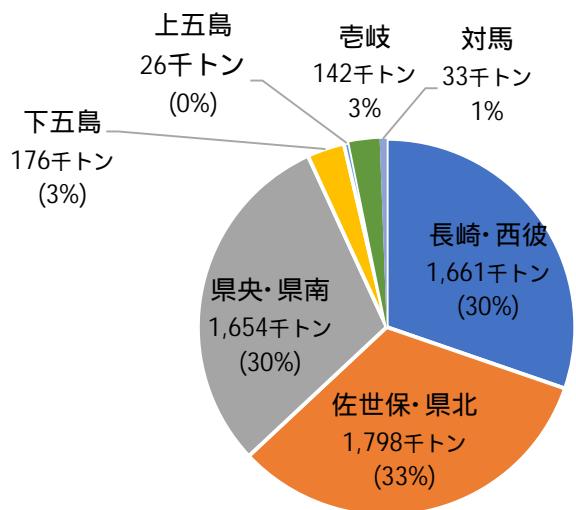
図2-2-1 排出量の推移

( )の数値は令和元年度を100とした場合の割合

### 1 プロック別排出量

2 「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土プロックで全排出量の約9割を  
3 占めています。

プロック名	排出量 (千トン)	構成比 (%)
長崎・西彼	1,661	30.3%
佐世保・県北	1,798	32.8%
県央・県南	1,654	30.1%
下五島	176	3.2%
上五島	26	0.5%
壱岐	142	2.6%
対馬	33	0.6%
合計	5,490	100.0%



図表 2-2-2 プロック別排出状況 (令和6年度)

1 「令和7年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が  
2 一致しない場合がある。

3 2 プロック区分は従来からの長崎県ごみ処理広域化計画のとおり。

### 業種別・種類別排出量

4 業種別の排出量は、【農業・林業】、【電気・水道業】、【建設業】から排出される量が多く、全排出量の約9割を占めています。

5 排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、ばいじんの順に多く、この4品目  
6 で全排出量の約9割を占めています。

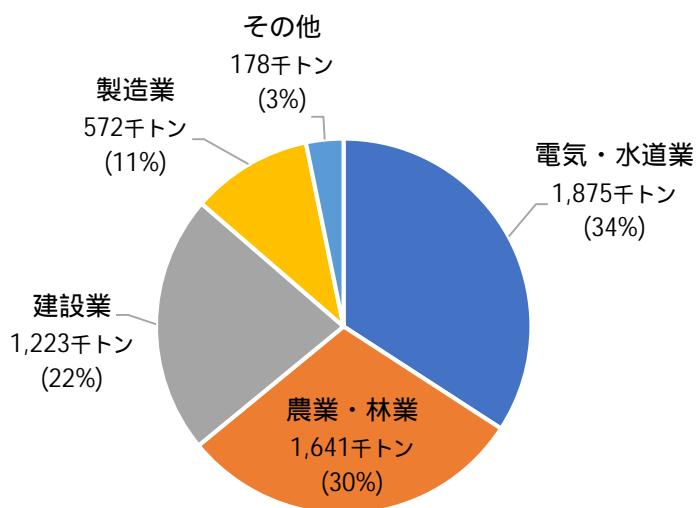
1 表 2-2-3 業種別・種類別排出量(令和6年度) (単位:千トン)

業種 廃棄物の種類	合計	農業・林業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	医療・福祉	サービス業等
合計	5,490	1,641	84	1,223	572	1,875	4	30	30	16	14
燃え殻	34		4	0	4	26		0			0
汚泥	1,307		49	12	281	962		0	1	0	1
廃油	13		0	0	3	0		8	1	0	1
廃酸	2			0	2	0				0	0
廃アルカリ	10			0	10	0		0	0	0	0
廃プラスチック類	132		0	23	68	0	2	10	17	7	5
紙くず	5			4	0						
木くず	116			87	29			0	0		0
繊維くず	2			2	0						
動植物性残さ	20				20						
動物系固形不要物	0										0
ゴムくず	0				0				0	0	0
金属くず	65	0	0	20	29	0	2	3	6	1	4
ガラス陶磁器くず	105			45	48	0	0	6	4	2	0
鉱さい	1				1	0					0
がれき類	1,082			1,028	47	1	0	3	1	0	2
動物のふん尿	1,637	1,637									
動物の死体	4	4									
ばいじん	916		31		0	885					
水銀廃棄物	1			1	0	0	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物	37			0	31		0	0	0	6	0

2 1 「令和6年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致  
3 しない場合がある。

4 2 水道業は上水道及び下水道を含む。

5 3 0 は 0.5 千トン未満。

8 図 2-2-4 業種別排出量の割合(令和6年度)  
9

1 表 2-2-5 業種別・種類別排出量の割合 (令和6年度)

(単位: %)

業種 廃棄物の種類	合計	農業 ・林業	鉱業	建設業	製造業	電気 ・水道業	情報通信業	運輸 ・郵便業	卸売 ・小売業	医療 ・福祉	サービス業等
合計	100.0	29.9	1.5	22.3	10.4	34.2	0.1	0.5	0.6	0.3	0.3
燃え殻	0.6		0.1	0.0	0.1	0.5		0.0			0.0
汚泥	23.8		0.9	0.2	5.1	17.5		0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.2		0.0	0.0	0.1	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0			0.0	0.0	0.0				0.0	0.0
廃アルカリ	0.2			0.0	0.2	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	2.4		0.0	0.4	1.2	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1
紙くず	0.1			0.1	0.0						
木くず	2.1			1.6	0.5			0.0	0.0		0.0
繊維くず	0.0			0.0	0.0						
動植物性残さ	0.4				0.4						
動物系固形不要物	0.0										0.0
ゴムくず	0.0				0.0				0.0	0.0	0.0
金属くず	1.2	0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
ガラス陶磁器くず	1.9			0.8	0.9	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
鉱さい	0.0				0.0	0.0					0.0
がれき類	19.7			18.7	0.8	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
動物のふん尿	29.8	29.8									
動物の死体	0.1	0.1									
ぱいじん	16.7		0.6		0.0	16.1					
水銀廃棄物	0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別管理産業廃棄物	0.7			0.0	0.6		0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

2 1 「令和6年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計  
3 値が一致しない場合がある。

4 2 水道業は上水道及び下水道を含む。

5 3 0.0は0.05%未満。

6

7

1  
2

## (2) 処理・処分状況

### 現状

令和6年度の産業廃棄物の排出量約549万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約255万トン(47%)で、他への委託処理量は約294万トン(53%)です。

排出量の多い業種別に自己処理を行っている割合をみると、農業・林業では71%、電気・水道業では50%、建設業では11%となっています。

排出量の多い種類別に自己処理を行っている割合をみると、動物のふん尿が71%、汚泥が93%、がれき類が13%、燃え殻12%ばいじんが3%となっています。

排出された特別管理産業廃棄物の大部分が委託処理されています。

県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は約68万トン、特別管理産業廃棄物は1万9千トンです。

### 課題

各業種及び廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法に基づく適正な処理ができる体制を構築・維持する必要があります。

産業廃棄物の排出事業者を対象に研修会等を行い、排出者責任の自覚や排出量削減の意義等について継続して啓発するとともに、処理業者による適正処理を進めるため立入調査等により監視指導を十分に行う必要があります。

2040年頃には、太陽光発電の使用済みパネルの大量廃棄が危惧されており、その適正処理対策が国等において検討されており、これらの動向を注視していく必要があります。

3

### 産業廃棄物の処理・処分状況

令和6年度の産業廃棄物の排出量約549万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約255万トン(47%)で、他への委託処理量は約294万トン(53%)となっており、令和元年度と比べ、自己処理の割合が50%から47%に減少し、委託処理の割合が50%から53%に増加しています。

排出量が多い業種の特徴として、電気・水道業では50%、農業・林業で排出量の71%が自己処理されていますが、建設業においては11%となっています。

排出量の多い種類では、汚泥が93%、動物のふん尿が71%自己処理されていますが、がれき類については13%となっています。

4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

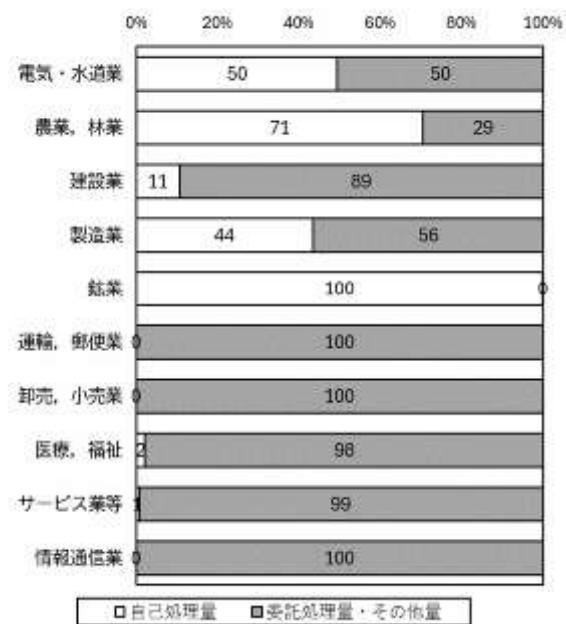
## 第2章 現状と課題

図表 2-2-6 業種別自己処理・委託処理状況(令和6年度)

(単位:千トン)

業種	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
電気・水道業		1,875	929	947
農業・林業		1,641	1,159	482
建設業		1,223	131	1,092
製造業		572	249	323
鉱業		84	84	0
運輸・郵便業		30	0	30
卸売・小売業		30	0	30
医療・福祉		16	0	16
サービス業等		14	0	14
情報通信業		4	0	4
合計		5,490	2,553	2,937

3

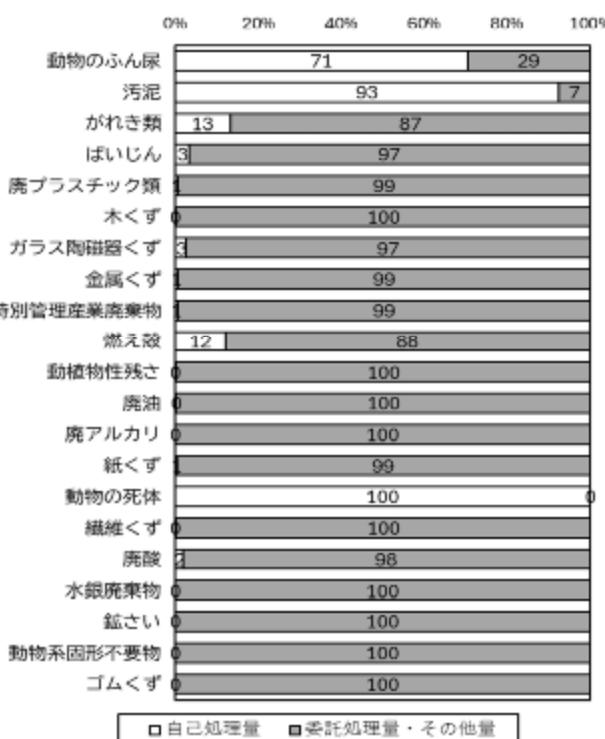


1千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

図表 2-2-7 種類別自己処理・委託処理状況(令和6年度)

(単位:千トン)

種類	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
動物のふん尿		1,637	1,155	482
汚泥		1,307	1,210	98
がれき類		1,082	144	938
ばいじん		916	31	885
廃プラスチック類		132	1	131
木くず		116	0	116
ガラス陶磁器くず		105	3	102
金属くず		65	0	64
特別管理産業廃棄物		37	0	37
燃え殻		34	4	30
動植物性残さ		20	0	20
廃油		13	0	13
廃アルカリ		10		10
紙くず		5	0	5
動物の死体		4	4	
繊維くず		2	0	2
廃酸		2	0	2
水銀廃棄物		1		1
鉱さい		1		1
動物系固形不要物		0		0
ゴムくず		0		0
合計		5,490	2,553	2,937



1千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

28

29

30

## 特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況

特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況は以下のとおりです。

業種別に見ると、製造業、医療・福祉からの排出が多く、この2業種で全体の約99%を占めています。なお、特別管理産業廃棄物の大部分は委託処理されています。

種類別の排出量では廃酸が最も多く、次いで感染性廃棄物、廃油の順となっており、これら3品目で全体の約98%を占めています。

表2-2-8 業種別自己処理・委託処理状況（令和6年度）

（単位：トン）

区分 業種	排出量	自己処 理量	委託処理量・ その他量
製造業	31,022		31,022
医療・福祉	5,734	57	5,677
サービス業等	187		187
建設業	56		56
卸売・小売業、飲食・宿泊	7		7
合計	37,007	57	36,950

表2-2-9 種類別自己処理・委託処理状況（令和6年度）

（単位：トン）

区分 種類	排出量	自己処理量	委託処理量・ その他量
廃酸	25,606		25,606
感染性廃棄物	5,702	57	5,645
廃油	4,858		4,858
廃アルカリ	508		508
廃酸（有害）	116		116
汚泥（有害）	93		93
廃アルカリ（有害）	65		65
廃石綿	55		55
廃油（有害）	4		4
廃水銀			
合計	37,007	57	36,950

### 1 産業廃棄物の移動状況

- 2 ・県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は、令和6年度で  
 3 約68万トンであり、令和元年度値約84万トンより約16万トン減少しています。種類  
 4 別に見るとばいじんの処理量が最も多くなっています。
- 5 ・特別管理産業廃棄物では廃酸、感染性廃棄物の県外処理量が多くなっています。

6  
7 表2-2-10 県内産業廃棄物の県外処理状況（令和6年度）  
8

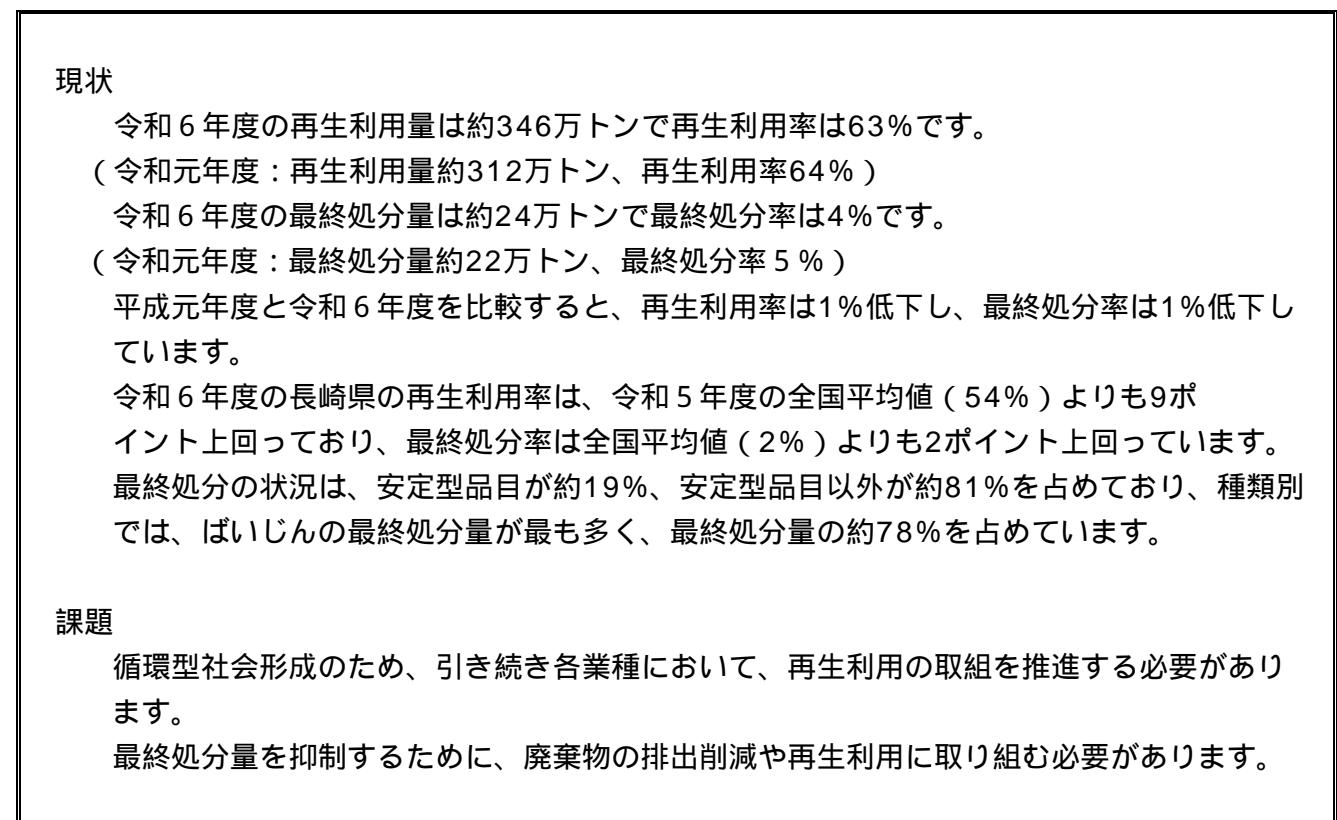
9 廃棄物の種類	10 県外搬出量 11 (千トン)	12 種類毎の排出量に 13 占める割合(%)
14 ばいじん	15 482	16 52.6
17 廃プラスチック類	18 54	19 53.0
20 がれき類	21 29	22 2.7
23 ガラス陶磁器くず	24 20	25 21.8
26 燃え殻	27 19	28 54.4
29 汚泥	30 17	31 1.3
32 その他	33 16	34 0.3
35 合計		36 12.3

37 表2-2-11 県内特別管理産業廃棄物の県外処理状況（令和6年度）  
38

39 廃棄物種類	40 県外搬出量 41 (トン)	42 種類毎の排出量に 43 占める割合(%)
44 廃酸	45 16,227	46 63.4
47 感染性廃棄物	48 2,221	49 38.9
50 廃油	51 245	52 5.0
53 廃酸(有害)	54 115	55 99.6
56 廃アルカリ(有害)	57 54	58 82.6
59 汚泥(有害)	60 36	61 39.0
62 廃石綿	63 30	64 54.0
66 廃アルカリ	67 18	68 3.5
70 廃油(有害)	71 1	72 33.8
73 合計		74 51.2

## 1 (3) 再生利用・最終処分状況

2

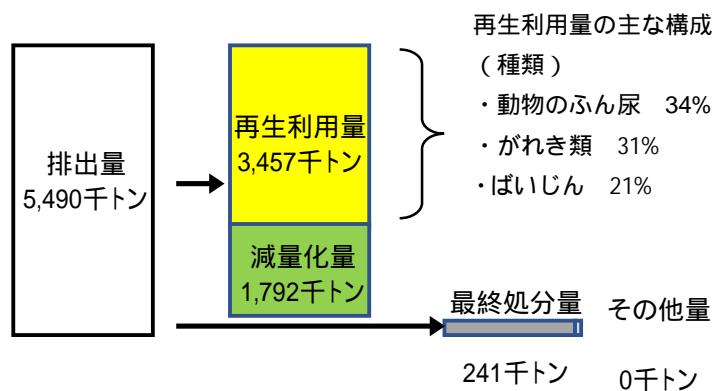


3

4

**処理状況**

5 令和6年度の産業廃棄物の処理状況は、図2-2-13のとおりです。

6  
7 図2-2-12 処理状況(令和6年度)  
8

- 9 1 排出量を処理状況で区分すると、再生利用量、減量化量、最終処分量、その他に区分される  
10 が、その他(大部分は仮保管)は千トン未満のため、本計画ではこれ以降「その他」を省略す  
11 る。  
12 2 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。  
13

## 1 再生利用状況

2 再生利用状況は、動物のふん尿、汚泥、がれき類、ばいじんの再生利用量及び再生利用率が  
 3 高くなっています。

4 表 2-2-13 種類別処理状況（令和6年度）

5

種類	区分	排出量 (千t)	再生利用量		減量化量 (千t)	減量化率 (%)	最終処分量	
			再生利用率 (%)	最終処分率 (%)			(千t)	(%)
動物のふん尿		1,637	1,186	72	451	28		
汚泥		1,307	66	5	1,240	95	2	0
がれき類		1,082	1,070	99	4	0	9	1
ばいじん		916	729	80			187	20
廃プラスチック類		132	95	72	20	16	17	13
木くず		116	88	76	26	22	3	2
ガラス陶磁器くず		105	90	86	1	1	14	13
金属くず		65	59	91	0	0	6	9
特別管理産業廃棄物		37	17	46	19	52	1	2
燃え殻		34	32	93			3	7
動植物性残さ		20	3	15	17	82	0	2
廃油		13	3	19	11	80	0	1
廃アルカリ		10	9	95	0	5	0	0
紙くず		5	4	87	1	12	0	1
動物の死体		4	4	99	0	1		
繊維くず		2	1	58	1	39	0	2
廃酸		2	0	13	2	87	0	0
水銀廃棄物		1	1	92			0	8
鉱さい		1	1	86			0	14
動物系固形不要物		0	0	100				
ゴムくず		0	0	79			0	21
合計		5,490	3,457	63	1,792	33	241	4

1

表 2-2-14 全国平均値との比較

(単位: %)

区分 種類	長崎県(令和6年度)			全国値(令和5年度)		
	再生利用率	減量化率	最終処分率	再生利用率	減量化率	最終処分率
動物のふん尿	72	28		95	5	0
汚泥	5	95	0	7	92	1
がれき類	99	0	1	96	1	3
ばいじん	80		20	84	9	7
廃プラスチック類	72	16	13	62	22	16
木くず	76	22	2	85	12	3
ガラス陶磁器くず	86	1	13	79	6	15
金属くず	91	0	9	96	2	3
特別管理産業廃棄物	46	52	2	29	53	9
燃え殻	93		7	69	6	26
動植物性残さ	15	82	2	63	36	1
廃油	19	80	1	45	54	2
廃アルカリ	95	5	0	19	79	2
紙くず	87	12	1	78	18	5
動物の死体	99	1		48	48	4
纖維くず	58	39	2	55	31	13
廃酸	13	87	0	31	68	2
水銀廃棄物	92		8	1	68	31
鉱さい	86		14	90	2	9
動物系固形不要物	100			86	12	3
ゴムくず	79		21	66	15	19
合計	63	33	4	54	43	2

2

1 「令和6年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。

3

2 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(環境省)から引用。

4

3 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

5

6

## 最終処分状況

最終処分状況は、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の78%を占めています。

なお、安定型品目以外の最終処分量が19%を占めています。

表 2-2-15 最終処分状況（令和6年度）

種類		区分	最終処分量 (千t)	構成比 (%)
安定型品目	廃プラスチック類		9	4
	ガラス陶磁器くず		14	6
	がれき類		9	4
	その他（ゴムくず、金属くず）		14	6
	小計		46	19
安定型品目以外	ばいじん		187	78
	木くず		3	1
	燃え殻		3	1
	その他		3	1
	小計		195	81
合計			241	100

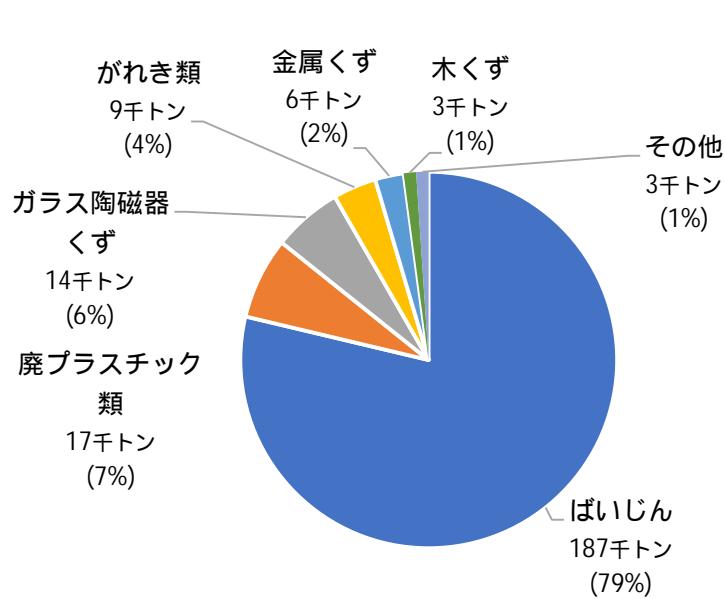


図 2-2-16 種類別最終処分状況（令和6年度）

## 1 (4) 処理体制の状況

2

## 現状

産業廃棄物処理業の許可状況は、令和6年度末時点で、産業廃棄物処理業が2,415件（収集運搬業：2,167件、処分業：248件）、特別管理産業廃棄物処理業が251件（収集運搬業：245件、処分業：6件）となっています。処理業者数（総計）については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。

産業廃棄物処理施設は、令和6年度末時点で、中間処理施設が416施設、最終処分場が18施設となっています。

## 課題

最終処分場の残余容量が少なくなってきてため、処分業者2社が安定型処分場の拡張を行っているため、令和5年度の残余容量が増えています。

3

## 4 処理業者の状況

5

産業廃棄物処理業者の数については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。

6

7

表 2-2-17 産業廃棄物処理業者数の状況

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業廃棄物	収集運搬業	1,996	2,020	2,087	2,167
	処分業	246	252	239	248
	計	2,242	2,272	2,326	2,415
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	220	225	235	245
	処分業	6	6	6	6
	計	226	231	241	251
合計		2,468	2,503	2,567	2,666

8

## 1 处理施設の設置状況

2 处理施設の設置状況は、以下のとおりです。

3 表 2-2-18 处理施設の設置状況（令和 6 年度末現在）

施設の種類			施設数	
中間処理施設	汚泥		脱水施設 28	
			乾燥施設 9	
			焼却施設 10	
	廃油		油水分離施設 1	
			焼却施設 12	
	廃酸・廃アルカリ		中和施設 1	
	廃プラスチック類		破碎施設 56	
			焼却施設 8	
	木くず又はがれき類		破碎施設 276	
	その他（汚泥、廃油、廃プラ、PCB を除く）		焼却施設 15	
小計			416	
最終処分場	安定型処分場			14
	管理型処分場（うち海面埋立）			4 ( 1 )
	小計			18
合計			434	

## 6 最終処分場の残余容量

7 最終処分場の残余容量は、以下のとおりです。

8 表 2-2-19 最終処分場の残余容量

項目	令和 2 年度末			令和 3 年度末			令和 4 年度末			令和 5 年度末		
	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )
安定型処分場	13	3,137	627	13	3,137	512	13	5,654	2,380	13	5,654	2,287
排出事業者所有	1	528	0	1	528	0	1	528	0	1	528	0
処理業者所有	12	3,137	627	12	3,137	512	12	5,126	2,380	12	5,126	2,287
管理型処分場	2	6,264	595	2	6,264	514	2	6,264	433	2	6,264	441
排出事業者所有	2	6,264	595	2	6,264	514	2	6,264	433	2	6,264	441
電気業	1	6,142	514	1	6,142	433	1	6,142	372	1	6,142	380
処理業者所有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

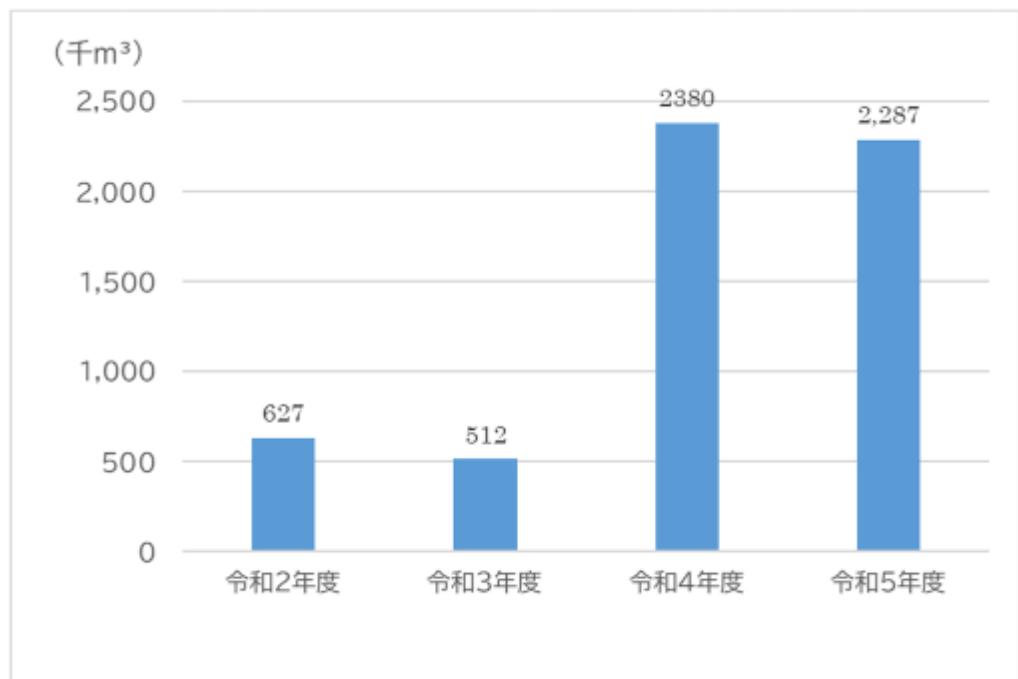


図 2-2-20 安定型処分場の残余容量の推移（処理業者所有分）

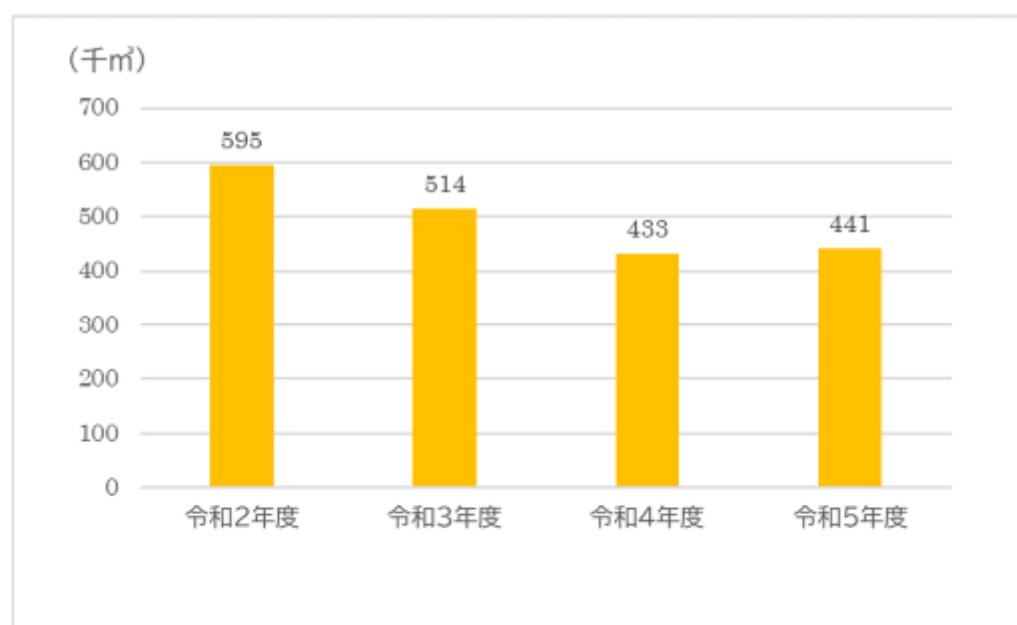


図 2-2-21 管理型処分場の残余容量の推移（排出事業者所有分）

1 (5) 前計画の目標達成状況

2 前計画の産業廃棄物の目標達成状況

	令和7年度 (目標値)	令和6年度 (実測値)
産業廃棄物の排出量	4,868千トン	5,490千トン
産業廃棄物の再生利用率	66%	63%

9 令和6年度産業廃棄物の排出量は目標である排出量4,868トンより622千トン多い  
10 5,490千トンとなっています。

11 令和6年度産業廃棄物の再生利用率については、63%となっています。

12 令和6年度の産業廃棄物の種類別処理目標達成状況については、以下のとおり概ね目標を  
13 達しています。

表 2-2-22 産業廃棄物の種類別処理目標達成状況

産業廃棄物の種類		主な排出業種	令和7年度における数値目標	令和6年度の処理状況						目標の達成状況	
				排出量	再生利用量		減量化量		減量化率		
					再生利用率	再生利用率	再生利用率	減量化率			
燃え殻	電気業	[再生利用] 排出量の47%	34,164	31,630	93%	0	0%	[再生利用] 排出量の93%	目標を達成している		
汚泥	有機性汚泥	[再生利用] 排出量の4% [減量化] 排出量の96%	992,487	26,682	3%	965,537	97%	[再生利用] 排出量の3% [減量化] 排出量の97%	概ね目標を達成している		
	無機性汚泥	[再生利用] 排出量の6% [減量化] 排出量の94%	314,721	39,262	12%	274,141	87%	[再生利用] 排出量の12% [減量化] 排出量の87%	目標に達していない		
木くず	建設業	[再生利用] 排出量の83% [減量化] 排出量の15%	116,000	87,941	76%	25,525	22%	[再生利用] 排出量の76% [減量化] 排出量の22%	目標に達していない		
金属くず	製造業	[再生利用] 排出量の98%	64,840	58,898	91%	113	0%	[再生利用] 排出量の91%	目標に達していない		
ガラス陶磁器	コンクリート	建設業 製造業	[再生利用] 排出量の75%	105,145	90,046	86%	848	1%	[再生利用] 排出量の86%	目標を達成している	
鉱さい	鉱さい	鉱業	[再生利用] 排出量の90%	823	705	86%	0	0%	[再生利用] 排出量の86%	概ね目標を達成している	
がれき類	コンクリート片	建設業	[再生利用] 排出量の100%	516,880	514,158	99%	2,644	1%	[再生利用] 排出量の99%	概ね目標を達成している	
	廃アスファルト	建設業	[再生利用] 排出量の100%	369,851	368,654	100%	1,193	0%	[再生利用] 排出量の100%	目標を達成している	
	その他の建設廃材	建設業	[再生利用] 排出量の95%	196,003	186,939	95%	59	0%	[再生利用] 排出量の95%	目標を達成している	
動物のふん尿	農業(畜産業)	[再生利用] 排出量の73% [減量化] 排出量の27%	1,637,006	1,185,506	72%	451,499	28%	[再生利用] 排出量の72% [減量化] 排出量の28%	概ね目標を達成している		
ばいじん	電気業	[再生利用] 排出量の90%	916,097	729,044	80%	0	0%	[再生利用] 排出量の80%	目標を達成している		
その他の種類(2) (特別管理産業廃棄物を除く)	全業種	[再生利用] 排出量の90%	188,480	120,370	64%	50,899	27%	[再生利用] 排出量の64%	目標に達していない		
産業廃棄物全体		[再生利用] 排出量の66%	5,489,503	3,456,934	63%	1,791,711	33%	[再生利用] 排出量の63%	概ね目標を達成している		

2 1 処理処分状況は、「令和6年度長崎県産業廃棄物実態調査」から算出。

3 2 その他の種類：廃プラスチック類、動植物性残さ、紙くず、廃油、廃酸、廃アルカリ等

### 3 適正処理の現状と課題

#### (1) 適正処理の状況

##### 現状

県では、令和6年度に、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対して、計6,726件の立入検査を実施しました。その結果、命令・処分件数は令和3年度よりも3件多い3件、文書指導は令和3年度よりも19件少ない19件となりました。

平成25年度から、不適正処理を行った産業廃棄物処理業者等に対し指導票を交付する手法を導入し、これまで以上に厳正な指導を実施しています。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査・指導により、近年は基準適合率95%以上の高い水準を維持しています。

県が実施している産業廃棄物に関する研修会へは、令和6年度に3,301人の参加がありました。

##### 課題

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査を継続し、高い基準適合率を維持することが必要です。

不適正処理については、早期発見、早期指導により早期改善を目指す取組が必要です。

#### 産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査等実施状況

産業廃棄物の適正処理を推進するため、令和3年度～令和6年度に実施した立入検査等の実施状況は以下のとおりです。

表 2-3-1 立入検査等実施状況

年度	項目	立入検査件数	指導内容					命令・処分	基準適合率(%)
			(口頭指導)	(指導票)	(文書指導)	(報告徴収)			
令和3年度	処理業者	5,361	140	133	5	0	2	0	97.4%
	排出事業者	1,108	36	21	11	0	4	0	96.8%
	計	6,469	176	154	16	0	6	0	97.3%
令和4年度	処理業者	5,505	124	115	8	0	1	3	97.7%
	排出事業者	1,025	51	29	14	3	5	0	95.0%
	計	6,530	175	144	22	3	6	3	97.3%
令和5年度	処理業者	5,332	128	108	11	0	9	4	97.6%
	排出事業者	1,291	57	29	15	3	10	0	95.6%
	計	6,623	185	137	26	3	19	4	97.2%
令和6年度	処理業者	5,678	142	116	17	8	1	3	97.5%
	排出事業者	1,048	76	41	19	11	5	0	92.7%
	計	6,726	218	157	36	19	6	3	96.8%

県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下1円）で実施したもののみ掲載

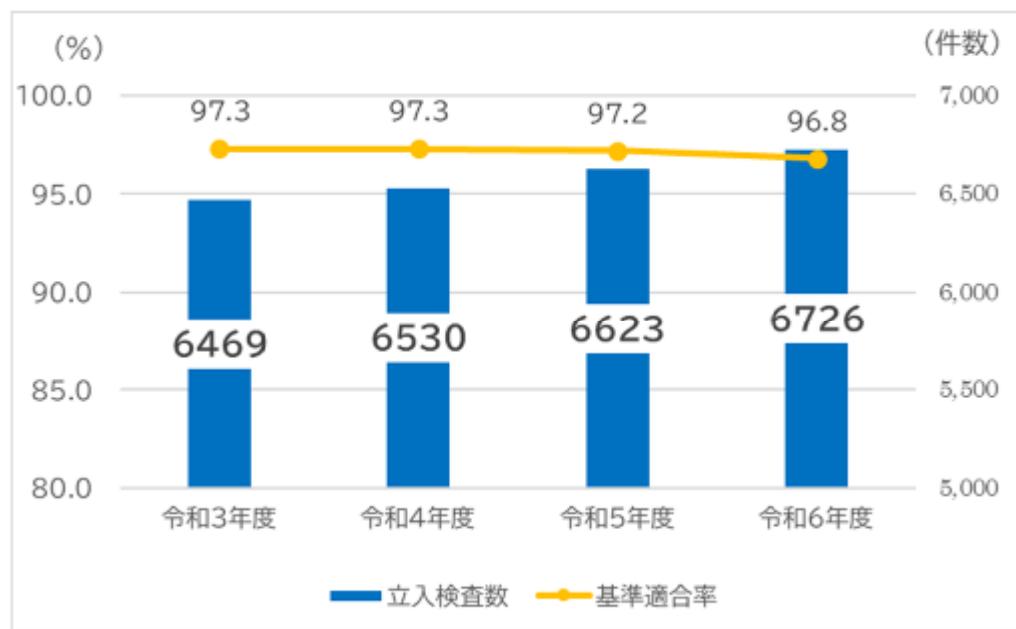


図 2-3-2 立入検査件数と基準適合率の推移

### 産業廃棄物処理業者及び排出事業者の研修会参加状況

産業廃棄物の適正処理を推進するため、県が実施した研修会への参加者数の状況は以下のとおりです。

表 2-3-3 研修会の参加者数（令和5年度、令和6年度）

(人)

項目	令和5年度	令和6年度
産業廃棄物処理業者 参加者数	242	265
排出事業者 参加者数	1,784	3,036
合計	2,026	3,301

## 1 (2) 不法投棄の状況

## 現状

令和6年度の不法投棄の発見件数は79件、投棄量は約450立方メートルであり、発見件数、投棄量ともにピーク時から大幅に減少しており、近年は横ばいの状況にあります。

家電リサイクル法の不法投棄状況では、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順に投棄台数が多く、その経年変化はほぼ横ばいです。

毎年6月に実施されている空きかん回収キャンペーンには、毎年、多くの県民の方々に参加いただいており、令和6年度は5万9千人が参加し、約10万個の空きかんが回収されました。

## 課題

不法投棄の発見件数及び投棄量は概ね減少傾向にありますが、不法投棄の形態は目立たないように埋設するなど悪質化・巧妙化しており、不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見及び早期改善に向け、不法投棄パトロールや事業者への監視指導の取組継続が必要です。

廃家電の不法投棄を防止するため、家電リサイクル制度を活用するとともに、家電販売店による廃家電の受入体制の整備や市町等で行う定期的な収集など、地域住民が廃家電を適正に持ち込める体制を充実していくことが必要です。

2

## 3 不法投棄等監視パトロール実施結果

4 令和3年度から令和6年度までの不法投棄等監視パトロール実施結果をまとめ  
5 ると、以下のとおりです。

6 発見件数は、平成11年度の679件をピークに減少し、昨年度は79件となっております。

7 また、投棄量も、平成11年度の25,419m<sup>3</sup>をピークに減少しており、昨年度は455m<sup>3</sup>と  
8 ピーク時の約1.8%程度まで減少しており、近年は横ばいの状況にあります。

9  
10 表2-3-4 廃棄物の不法投棄等状況の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パトロール回数	2,536	2,312	2,276	2,382
不法投棄	発見件数(件)	77	115	77
	投棄量 (m <sup>3</sup> )	768	726	1,728
	撤去件数(件)	76	114	74
	撤去率 (%)	98.7	99.1	96.1
野焼き	発見件数(件)	16	15	12
	改善件数(件)	16	12	11

11 県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下一円）で実施したもののみ掲載  
12  
13

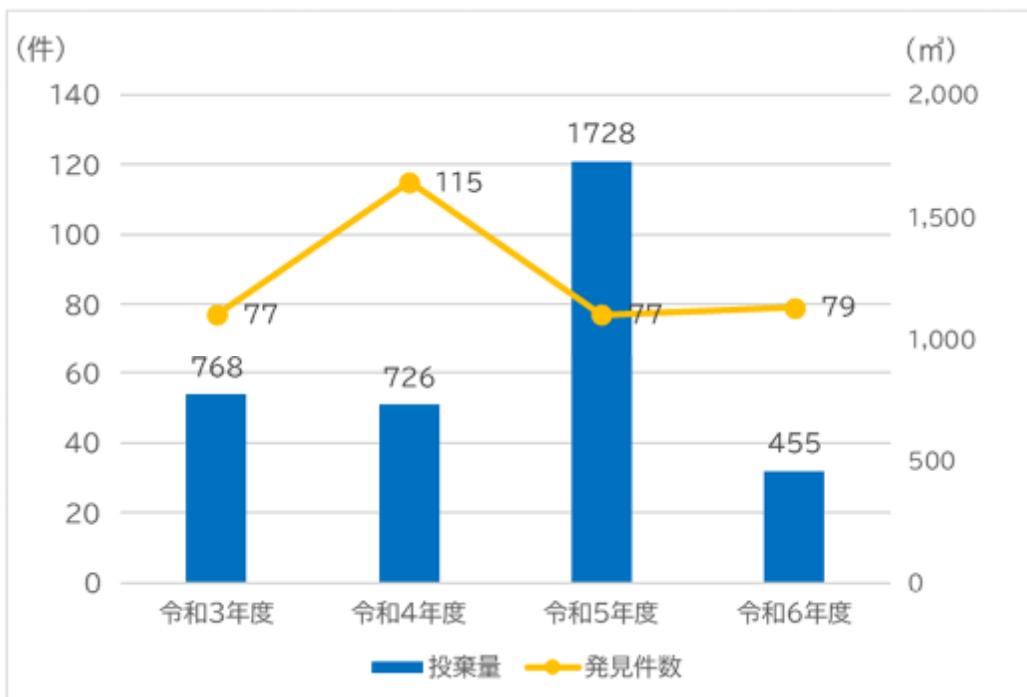


図 2-3-5 廃棄物の不法投棄状況の推移

### 廃家電の不法投棄の状況

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、廃家電 4 品目の消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取、製造業者等による指定引取場所からの引取及び再商品化等が進められています。

廃家電 4 品目の不法投棄状況をみると、品目別では、テレビが最も多く、次いで冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順になっています。

表 2-3-6 廃家電の不法投棄状況の推移

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	(台数)
エアコン	16	26	20	14	16	
テレビ	382	469	477	352	275	
冷蔵庫・冷凍庫	112	79	101	88	46	
洗濯機・乾燥機	64	71	73	59	35	
合 計	574	645	671	513	372	

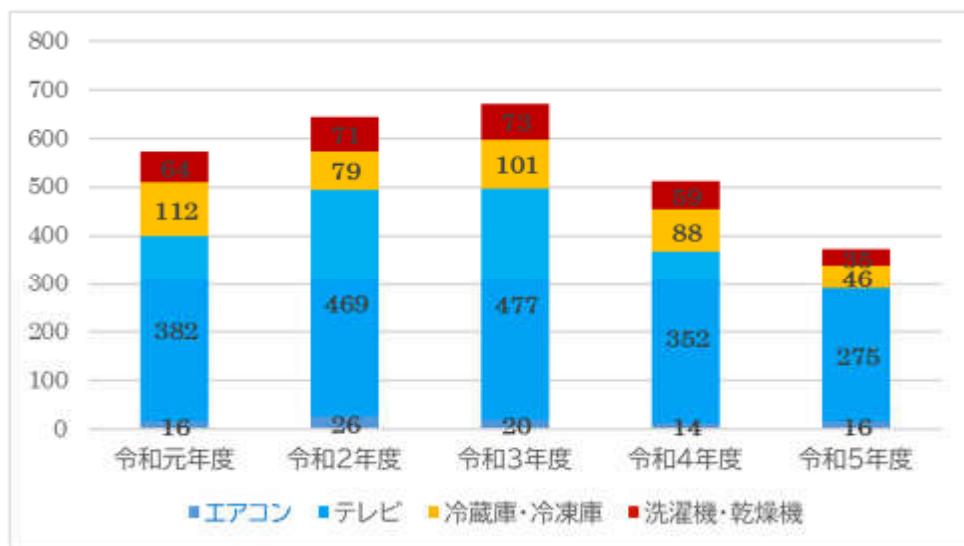


図 2-3-7 廃家電の不法投棄状況の推移

### 空きかん等回収キャンペーンの状況

県では、環境美化に対する意識を高めるため、昭和 56 年から 6 月の環境月間の第 1 日曜日を「空きかん等回収キャンペーン」の県内統一実施日と定めています。

各市町及び環境美化団体等と協力し、散乱している空きかんやペットボトルの回収を住民参加で実践いただくことにより、資源リサイクルや環境美化への県民意識の高揚を図り、美しく住み良いふるさとづくりを目的とした活動を展開しています。

令和 2 年度から令和 6 年度までの本キャンペーンの実績は以下のとおりであり、令和 6 年度は約 5 万 9 千人が参加し、約 10 万個の空きかんが回収されました。

表 2-3-8 空きかん回収キャンペーン実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
回収個数(個)	60,709	28,672	100,200	111,172	99,727
回収重量(kg)	2,573	1,287	4,215	4,934	4,333
参加人数(人)	28,251	11,298	42,587	60,037	59,369

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

## 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

## 1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

### (1) 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測

1人1日あたりのごみ排出量の予測は令和7年度で909 g/人・日、令和12年度で901 g/人・日となり、令和6年度と比較して令和7年度には3 g、令和12年度には11 g減少すると見込まれます。

表 3-1-1 1人1日あたりのごみ排出量の将来予測

項目	年度	実 績		予 測	
		令和元度	令和6年度	令和7年度	令和12年度
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)		969	912	909	901
増減指数		106	100	100	99

増減指数は令和6年度を100とする。

#### 令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量の予測方法

##### 令和12年度のごみ排出量の理論値

令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量を令和6年度のそれと同一であると仮定し、令和6年度の1人1日あたりのごみ排出量に令和12年度の予測人口に乘じたものを令和12年度のごみ排出量の理論値とする。

##### 4Rの取組による排出量の削減見込み量

新たな4Rの取組（生ごみひと絞り、食品ロスの削減）による排出量の削減見込み量を各々積み上げて算出する。

##### 令和12年度のごみ排出量の推計値

で算出した令和12年度のごみ排出量の理論値から、で算出した4Rの取組による排出量の理論値を差し引き、令和12年度のごみ排出量の推計値を算出する。

##### 令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量

で算出した令和12年度のごみ排出量の推計値を、令和12年度の予測人口と365日で除したものを、令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量の予測値とする。

1

(単位: g/人・日)

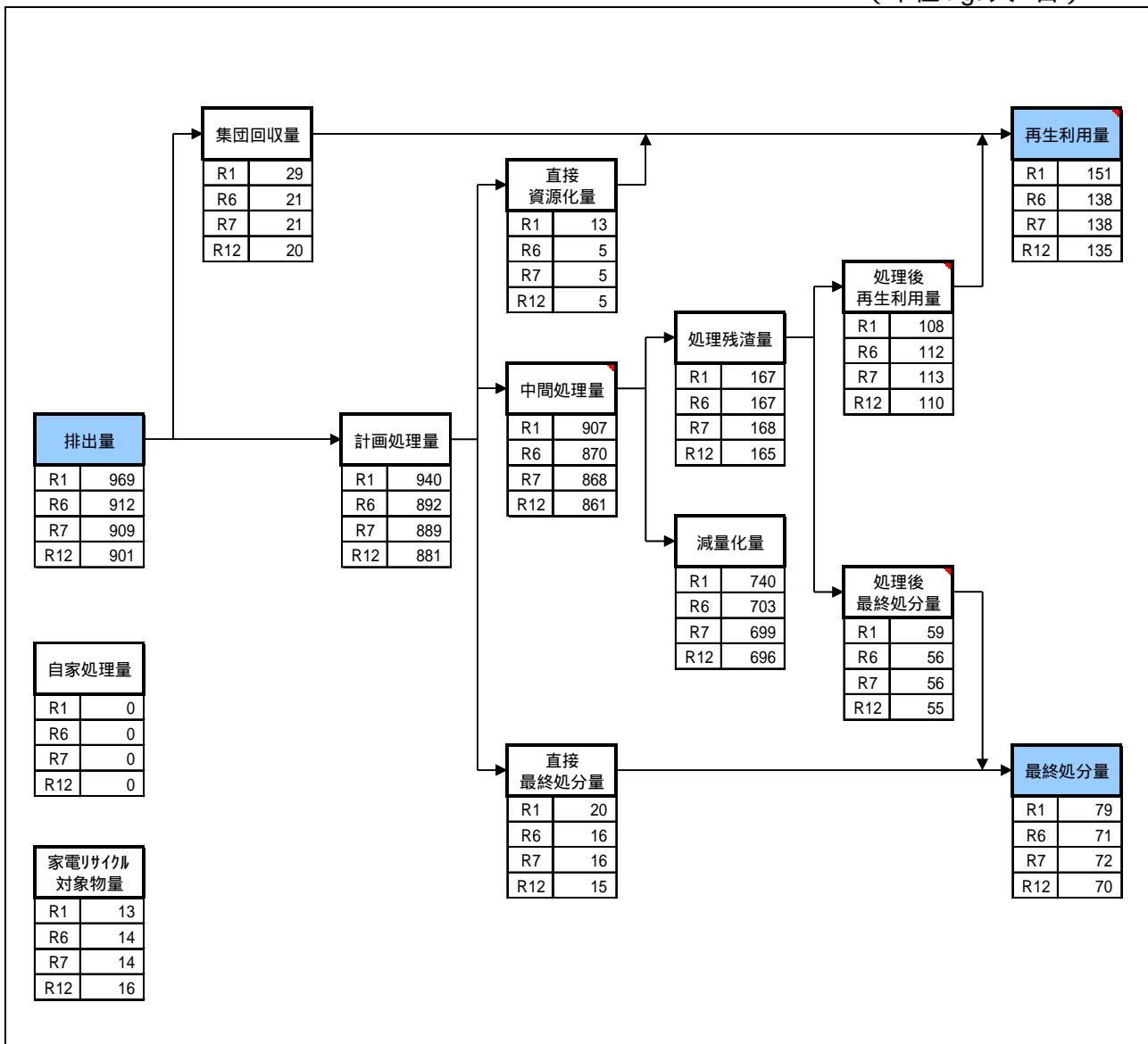


図 3-1-2 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測結果

5 令和元年度及び令和6年度の数値は実績を掲載。

6 四捨五入の関係で数値が合わない箇所がある。

7 各処理量は令和6年度における排出量に占める割合で按分したもの。

8 中間処理や処理後再利用量については、長崎県分別収集促進計画の目標値を考慮して算定した。

9 家電リサイクル対象物量については、「家電リサイクル法の施行状況（引取実績）及び家電メーカー各社による家電リサイクル実績について（経済産業省）」などから算出した。

10 処理残渣量については、焼却後の灰など最終処分されるもののほか、圧縮された空かんや紙くずなど再生利用にまわされるものも含まれており、その合計値を記載した。

## 1 (2) 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測

年間ごみ排出量は令和元年度の実測値が47万9千トン、令和6年度の実測値が42万4千トン  
令和7年度予測値が41万7千トン、令和12年度予測値が37万9千トンの見込みです。

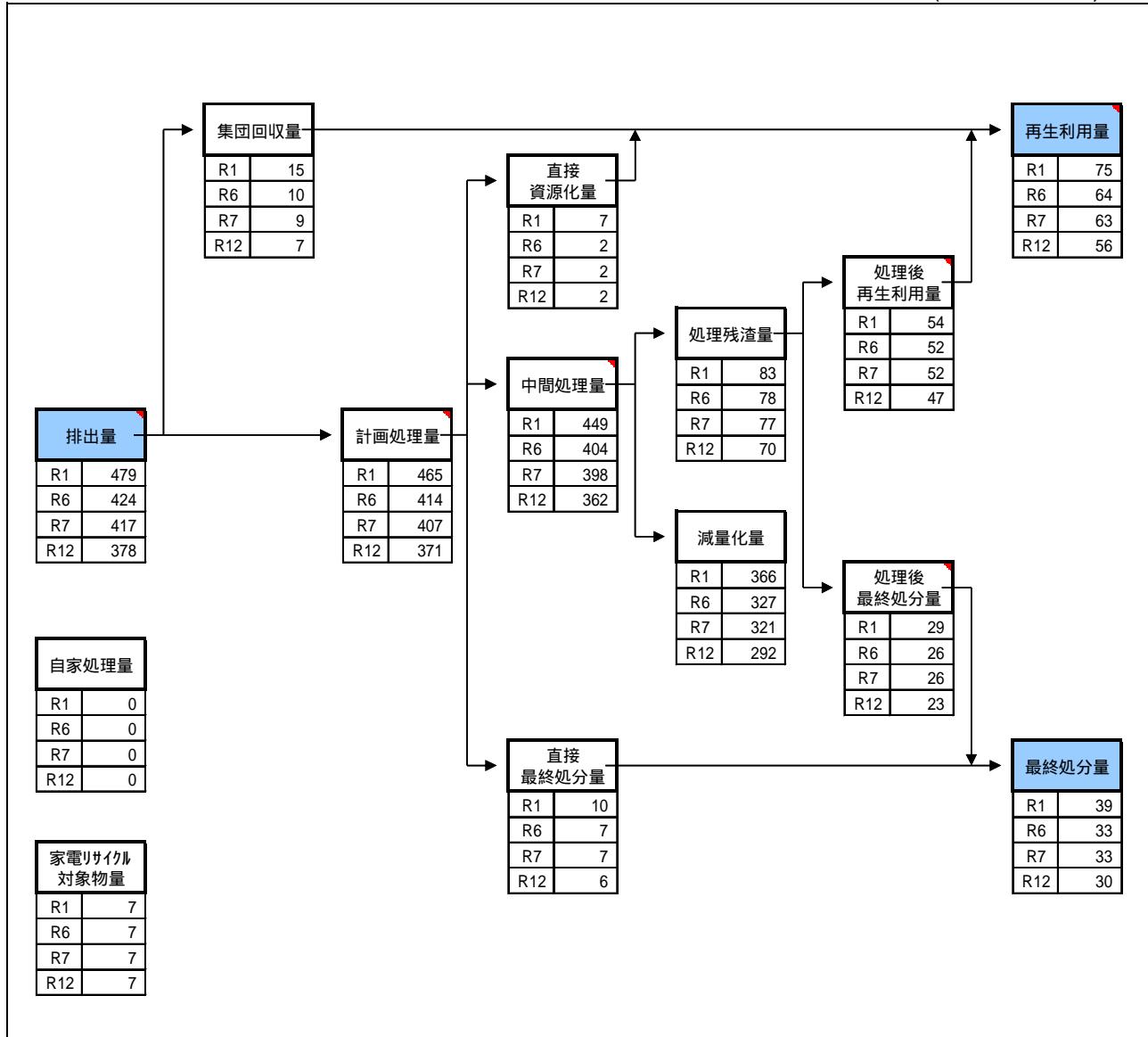
令和6年度と比較して令和7年度で7千トン、令和12年度で4万5千トン減少するものと見込まれます。

2 表 3-1-3 年間ごみ排出量の将来予測 (単位:千トン)

項目	年度	実績		予測	
		令和元度	令和6年度	令和7年度	令和12年度
年間ごみ排出量		479	424	417	379

3 年間ごみ排出量は、1人1日あたりの排出量に予測人口を乗じて算出した。

4 (単位:千トン)



6 図 3-1-4 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測結果

7 図 3-1-2 の注意書き 1 ~ 7 については本図表にも適用する

### （3）し尿等の排出量及び処理量の将来予測

#### 処理方式別人口の将来予測

処理方式別人口の将来予測結果は、図表3-1-5に示すとおりです。

本県では、引き続き下水道や浄化槽等の整備等が計画されているため、水洗化率も向上するものと予測されます。

表3-1-5 処理方式別人口の将来予測 (単位:千人)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年	令和3年	令和7年	令和12年
行政区域内人口		1,346	1,273	1,256	1,179
公共下水道人口		799	778	773	744
浄化槽等人口		271	279	275	257
合併処理浄化槽等人口		233	252	249	235
単独処理浄化槽人口		38	27	26	22
汲み取りし尿等収集人口		276	216	208	178

将来予測値は、過去の実績をもとに5種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される2式の平均値を採用した。

表3-1-6 水洗化率の将来予測 (単位: %)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年	令和3年	令和7年	令和12年
水洗化率		79.5	81.0	83.4	84.9

#### し尿等の排出量・処理量の将来予測

し尿処理施設で処理するし尿及び浄化槽汚泥等の1人1日あたりの排出量は、処理人口が減少するため、処理量は減少するものと予測されます。

表3-1-7 し尿処理施設での処理量の将来予測 (単位:千kL)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年	令和3年	令和7年	令和12年
処理量		587	585	542	499
し尿		358	349	316	284
1人1日あたりの排出量(L/人・日)		3.55	3.80	4.16	4.37
浄化槽汚泥等		229	235	226	215
1人1日あたりの排出量(L/人・日)		2.27	2.56	2.97	3.30

将来予測値は、過去の実績をもとに5種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される2式の平均値を採用した。

## 2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

### (1) 年間排出量の将来予測

産業廃棄物の発生量の将来予測については、各業種における活動量指標（以下に一部記載）の伸び率を、過去の動向（トレンド）から関数式を用いて予測し、これに現在の廃棄物量を乗じることで算出しました。

- ・工事完成工事高（建設業）
- ・製造品出荷額（製造業）
- ・給水人口（上水道業）
- ・処理人口（下水道業）

この結果、令和12年度の排出量は約562万トンと予測され、令和6年度の実績値と比べて約13万トン（2.3%）増加すると予測されます。

表3-2-1 産業廃棄物の排出量の将来予測結果

年度 項目	令和6年度	令和12年度
排出量（千トン）	5,490	5,615
（増減指数）	100.0	102.3

増減指数は令和6年度を100とする。

（千トン）

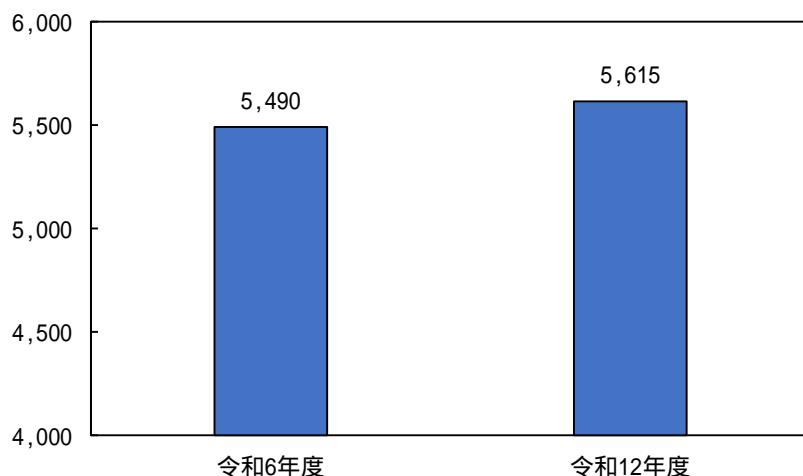


図3-2-2 産業廃棄物の排出量の将来予測結果

## 業種別排出量の将来予測

令和6年度から12年度にかけ、増加量が多い業種は建設業であり、令和12年度までに約18万トン増加すると予測されます。一方、電気・水道業については約8万トン減少すると予測されます。

表3-2-3 業種別排出量の将来予測

	令和6年度		令和12年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	5,490	100.0	5,615	100.0
農業・林業	1,641	29.9	1,641	29.2
建設業	1,223	22.3	1,407	25.1
製造業	572	10.4	608	10.8
電気・水道業	1,875	34.2	1,796	32.0
運輸・郵便業	30	0.5	27	0.5
卸売・小売業	30	0.5	27	0.5
医療・福祉	16	0.3	15	0.3
サービス業等	103	1.9	93	1.7

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

(千トン)

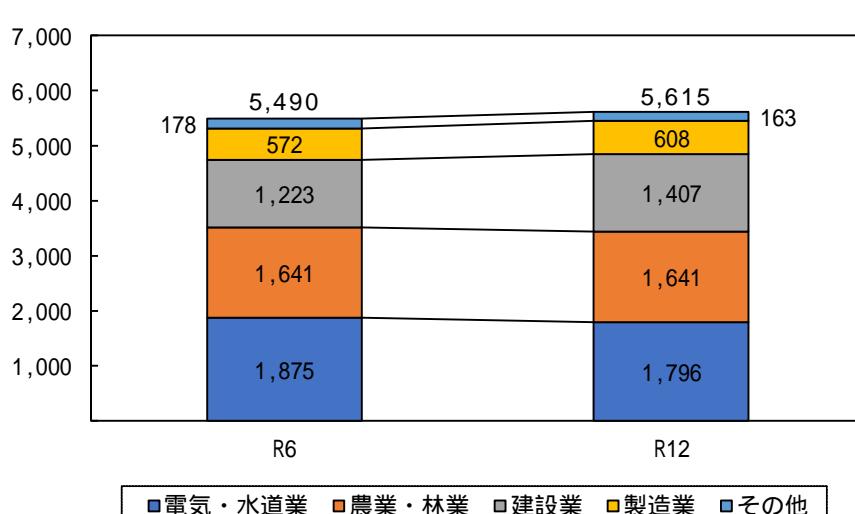


図3-2-4 業種別排出量の将来予測

### 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

#### 種類別排出量の将来予測

令和12年度の種類別排出量は、建設業の工事の増加により、特にがれき類や木くずなどが令和6年度に比べ増加すると予測されます。

表 3-2-5 種類別排出量の将来予測

	令和6年度		令和12年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	5,490	100.0	5,615	100.0
燃え殻	34	0.6	35	0.6
汚泥	1,307	23.8	1,236	22.0
廃油	13	0.2	13	0.2
廃プラスチック類	102	1.9	104	1.9
木くず	116	2.1	138	2.5
動植物性残さ	20	0.4	21	0.4
金属くず	50	0.9	51	0.9
ガラス陶磁器くず	92	1.7	101	1.8
がれき類	1,076	19.6	1,234	22.0
動物のふん尿	1,637	29.8	1,637	29.2
ばいじん	916	16.7	913	16.3
特別管理産業廃棄物	37	0.7	39	0.7
その他	89	1.6	93	1.7

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

(千トン)

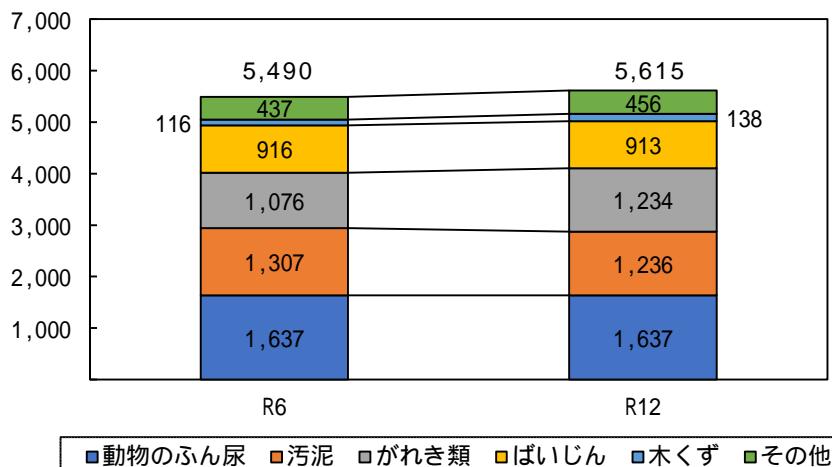


図 3-2-6 種類別排出量の将来予測

## 1 ブロック別排出量の将来予測

2 ブロック別に見ると、「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」において、  
 3 排出量の増加量が多いと予測されます。これは、本土地区において、建設業からの排出量  
 4 が増えると予測されるためです。

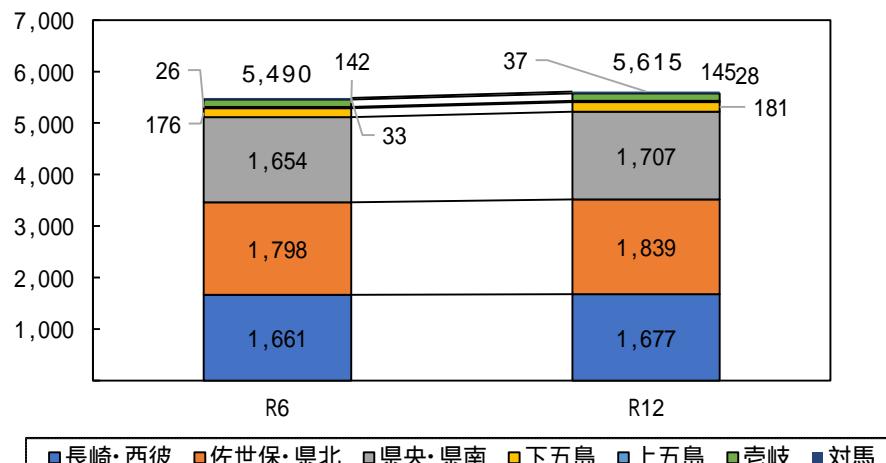
5 表 3-2-7 ブロック別排出量の将来予測

	令和 6 年度		令和 12 年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	5,504	100.0	5,639	100.0
長崎・西彼	1,661	30.3	1,677	29.9
佐世保・県北	1,798	32.8	1,839	32.7
県央・県南	1,654	30.1	1,707	30.4
下五島	176	3.2	181	3.2
上五島	26	0.5	28	0.5
壱岐	142	2.6	145	2.6
対馬	33	0.6	37	0.7

7 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

8

(千トン)



9 10 11 12 13 図 3-2-8 ブロック別排出量の将来予測

## 1 (2) 処理量の将来予測

2 処理量の将来予測については、業種の種類毎において各排出量に対する自己処理率や再生利  
3 用率、減量化率、最終処分率が現状のまま推移すると仮定し推計しました。

4 その結果、令和12年度の再生利用量は約360万トンとなり、令和6年度に比べ約14万ト  
5 ン増加するものと予測されます。

6 また、令和12年度の中間処理による減量化量は約177万トンで、令和6年度に比べ約2万  
7 トン減少するものと予測されます。また、最終処分量は約27万トンで、令和6年度に比べ約  
8 3万トン増加すると予測されます。

9 再生利用量の増加量が大きいのは、建設業の工事の増加に伴い、再生利用率の高  
10 いがれき類（再生利用率（令和6年度実績）：99%）や木くず（同76%）の排出量  
11 が増加すると予測されていることが主な要因です。

12

13

表3-2-9 処理量の将来予測

年 度	令和6年度	令和12年度
排出量（千トン）	5,490	5,615
増減指数	100	102.5
再生利用量（千トン）	3,457	3,598
64.8	63.0	63.8
105.3	100	105.9
減量化量（千トン）	1,792	1,768
30.8	32.6	31.3
96.6	100	95.9
最終処分量（千トン）	241	273
4.3	4.4	4.8
101.4	100	104.3

1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

2 増減指数は令和6年度を100とする。

14

(千トン)

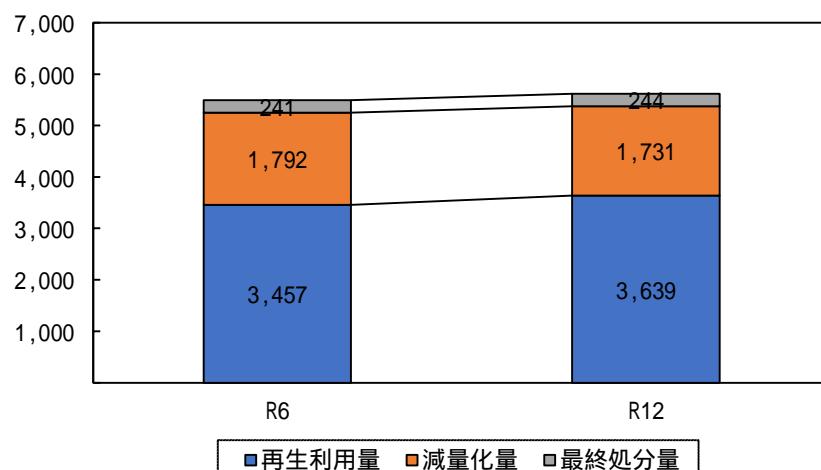


図3-2-10 処理量の将来予測

15

16

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52

## 第4章 目標の設定

## 1 長崎県の目指す将来像

本県では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、本県の目指す将来像を、ごみのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、これまで取り組んでまいりました。

一方、国は第五次循環型社会推進基本計画の中で、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも貢献する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への意向を国家戦略として打ち出しています。

循環型社会形成においては、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進していく必要があります。

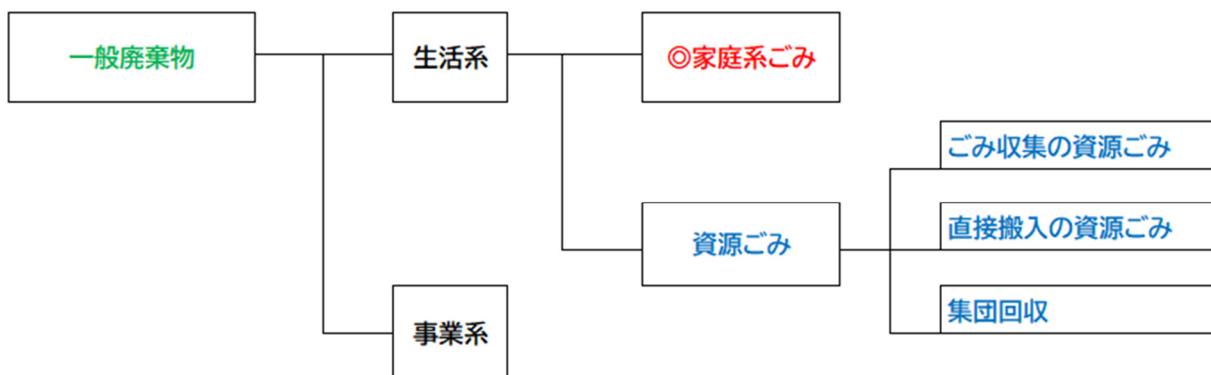
このようなことから、本県の目指す将来像を、ごみ削減や再利用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践される「環境への負荷が少ない循環型社会」の形成と定め、ごみの発生抑制、再使用やリサイクルなどの4Rを基本とした資源の有効利用により、気候変動や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現を目指していきます。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向けた取組を、新たに「ながさき資源循環（旧ゴミゼロながさき）」と称し、県民、事業者、NPO、大学、行政などの各主体が、自分のできる取組に積極的に関与し、相互に連携・協働していくことを基本として、各種政策を展開していきます。

## 2 一般廃棄物の数値目標

### 【一般廃棄物目標 1】

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	521g/人・日 (令和6年度)	496g/人・日 (令和12年度)



### 【指標設定の根拠】

- 廃棄物処理法の基本方針に掲げられた国の指標に準じた指標
- 県民1人が1日に排出する家庭系ごみの排出量(家庭から出るごみから資源ごみを引いたもの)
- 本指標の減少は県民のごみの発生抑制の取組の進展を表す
- 4Rを実践することで本指標は減少する

### 【一般廃棄物目標 2】

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
1人あたりの一般廃棄物の最終処分量	26.1kg/人・年 (令和6年度)	24.2kg/人・年 (令和12年度)

### 【指標設定の根拠】

- 廃棄物処理法の基本方針に掲げられた国の指標に準じた指標
- 廃棄物やその焼却残渣等の埋立量
- 本指標の減少は、最終処分場ひっ迫という課題への対応状況とともに、各主体の総体的な取組の進展を表す
- 4Rを実践することで本指標は減少する
- 人口減少の影響を考慮し、1人あたりの一般廃棄物の最終処分量とする

## 第4章 目標の設定

### 1 【一般廃棄物目標 3】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	131 事業 (令和 6 年度)	140 事業 (令和 12 年度)

2

### 3 【指標設定の根拠】

○本県では、離島を中心に多くの海岸漂着物が発生しており、海岸漂着物等の回収活動事業は、海洋ごみの回収のみならず、発生抑制の意識醸成に向けた取組であり、環境への負荷の少ない循環型社会づくりにつながる指標として適切である

4

5

### 3 産業廃棄物の数値目標

#### 【産業廃棄物目標 1】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
産業廃棄物の最終処分量	170 千トン	158 千トン

#### 【指標設定の根拠】

- 廃棄物処理法の基本方針に掲げられた国の指標に準じた指標
- 廃棄物やその焼却残渣等の埋立量
- 本指標の減少は、最終処分場ひっ迫という課題への対応状況とともに、各主体の総体的な取組の進展を表す
- 4Rを推進することで本指標は減少する  
本指標の最終処分量は長崎県産業廃棄物税のデータから算出しており、県内で発生した最終処分量を示すものでなく、県内に埋め立てられた最終処分量を示すため、産業廃棄物実態調査の値とは異なる。

#### 【産業廃棄物目標 2】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
産業廃棄物処理業者の基準適合率	97% (令和6年度)	97%以上 (令和12年度)

#### 【指標設定の根拠】

- 産業廃棄物の適正処理を確保するためには、計画的な立入検査による迅速かつ適正な指導を行い、不適正処理を未然に防止するなど、現状を維持していくことが必要である
- 本指標を高い水準に保つことは、産業廃棄物が適正に処理されていることを表す

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53

## 第5章 目標達成のための施策

## 1 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた施策について

今後私たちは、資源を効率的かつ循環的に有効利用する循環経済への移行を推進し、気候変動や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現が求められています。

循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物・産業廃棄物について更なる発生抑制やリサイクル等の取組が必要となります。

こうしたことから、本計画では、上位計画となる長崎県総合計画（みんなの未来図 2030）に掲げる基本戦略3「安心して生活できる環境づくりを推進する」のうち、施策4「環境への負荷が少ない循環型社会づくり」の3つの施策である[ 食品ロス削減などの4Rの推進] [ プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進] [ 廃棄物の適正処理の推進]を重点的に取り組むとともに、今後の人口減少や市町が運営する廃棄物処理施設の維持管理コスト増大などの課題に対応するため、持続可能な廃棄物処理体制の確保に必要な施策を盛り込むこととします。

### 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた3つの施策について

#### 1 - 食品ロス削減などの4Rの推進

- (1)実践型4Rの推進
- (2)多チャンネル連携型による普及啓発強化
- (3)従来の取組
- (4)食品ロス削減の推進
- (5)各種リサイクル法等に関する取組
- (6)その他の取組
- (7)ネットワーク形成の推進

#### 1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

- (1)プラスチック資源循環促進法
- (2)海岸漂着物対策の推進

#### 1 - 廃棄物の適正処理の推進

- (1)各主体による適正処理の推進
- (2)一般廃棄物の適正処理の推進
- (3)産業廃棄物の適正処理の推進
- (4)散乱ごみ対策の推進

1  
2  
3

## 1 - 食品ロス削減などの4Rの推進

食品ロス削減のため、消費者、事業者等に対する普及啓発、フードバンクの取組を推進します。また、廃棄物削減のため、県民、事業者、自治体等からなる「ながさき環境県民会議」を中心として4Rを推進します。

一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した生ごみひと絞り事業等による取組の実践

4R(ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用)の推進に向けた、SNS等による効果的な情報発信・周知啓発の推進

ながさき環境県民会議を中心とした県民運動の展開

## 長崎県は4R

Refuse  
リフューズ

Reduce  
リデュース

Reuse  
リユース

Recycle  
リサイクル

### (1) 実践型4Rの推進(県民運動)

本県の焼却ごみのうち、高い割合である厨芥類(約4割)及び紙類(約2割)について、家庭系食品ロス発生量(特に直接廃棄)の減量化を含めた4Rに関する行動変容を促し、普及啓発を図る必要があり、効果的な啓発と併せて、実践型4Rに取り組みます。

#### 《県民会議・市町と連携した実践型4Rの推進(行政の取組)》

県民運動として、ア.生ごみひと絞り、イ.紙類(雑紙含む)のリサイクル推進、ウ.冷蔵庫在庫使い切りの実証実験を通して、県民の意識の醸成につなげ、展開を図ります。

具体的には、協力市町や団体において本県の課題である厨芥類及び紙類の減少について検討協議を実施し、実証実験を通じて実践型4Rを推進します。また、市町と連携した普及啓発協力市町の広報誌や庁舎デジタルサイネージ等の媒体を通じて、一体感のある普及啓発を実施し、地域住民への実践型4Rの定着を目指します。

#### ア 生ごみひと絞り

・生ごみの約80%は水分と言われており、水切りを一度することで、5~10%ものごみの減量やごみ処理費用や地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>排出量の削減が期待されることから、令和6年度から実施している生ごみひと絞り事業を通じて、生ごみの水切りに取り組みます。(「生ごみひと絞り事業」)協力



1 市町にてモニターを募集し、生ごみ水絞り器を配布、生ごみひと絞りの3つのコツ（濡ら  
2 さない、捨てる前に絞る、乾かす）を実践していた定期間、減少した水分量を記録。

3

4 イ 紙類のリサイクル推進

- 5 ・雑がみを分別し雑紙回収に出すことを通じて、雑がみの分別回収をきっかけに県民の意識の醸  
6 成につなげ可燃ごみとなる紙類を減少します。  
7 （雑がみ回収袋の利用等）



16 出典：環境省小冊子「3Rまなびあいブック（大人）」より抜粋  
17 <https://www.env.go.jp/content/900537888.pdf>

18 ウ 冷蔵庫在庫使い切り

- 20 ・冷蔵庫在庫使い切りの促進を通じて、家庭系食品ロス発生量（特に直接廃棄）の減量化  
21 に取り組みます。

23 **(2) 多チャンネル連携型による普及啓発強化（効果的な啓発の取組）》**

24 多チャンネルによる環境関連情報の共有（SNSにおける口コミ等）や上記（1）の実証実験の参加  
25 者の声を共有し、更なる参加者の増加を目指します。

26 （行政の取組）

- 27 ・県内在住インフルエンサーや地元メディアを活用したSNS啓発を通じて、県民への実践型4  
28 Rの定着を図ります。
- 29 ・県民会議構成団体（小売店等）での店頭キャンペーンを通じて、構成団体及び県民への普及啓  
30 発を推進します。
- 31 ・食品ロス：九州食べ切り協力店とタイアップしたInstagramハッシュタグキャンペーンを通  
32 じて、協力店や県民への普及啓発を強化します。
- 33 ・平成23年に公布された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や平成31  
34 年3月に改定した「第2次長崎県環境教育等行動計画」などに基づき、学校や地域社会、職場  
35 における環境教育・環境学習を推進します。

36 ア 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

- 37 ・「環境活動eネットながさき」等で各種環境イベント等の情報発信  
38 ・環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の派遣

39 イ 協働取組の推進

- 40 ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進

1   ウ 人材の育成

- 2    ・環境活動指導者養成講座等（ICTを活用し受講者の拡充を図る）の指導者育成  
3    ・各主体や指導者間の交流会等を開催し、ネットワーク体制を支援

4   エ 拠点機能と情報発信の充実

- 5    ・「環境活動 e ネットながさき」等を、県民が利用しやすい情報のプラットフォームにする  
6    ・ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び環境保健研究センター等を体験の場とする  
7  
8    ・学校、家庭、地域、事業者の環境教育に活用できるエコツールの提供

9  
10   (3) 従来の取組

11   これまでの取組についても引き続き推進します。

12   《県民 1 人 1 人の取組》

13   ア 廃棄物を出さないライフスタイル

- 14    ・マイバック、マイボトルの持参  
15    ・「もったいない」の精神のもと、廃棄物の排出を抑制

16   イ 家庭でできる減量化

- 17    ・生ごみの堆肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化への協力  
18    ・賞味期限への正しい理解、食材の食べきり

19  
20   《事業者の 4R の取組》

21   ア 廃棄物を出さない事業活動の推進

- 22    ・排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理を行い、原材料の選択や製造・輸送工程などの工夫を行い、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組みます。  
23    ・食材の使い切り、生ごみの水切りやコピー用紙の使用枚数削減、機密文書リサイクルなど、各業種でできる取組を行います。

24  
25   イ 廃棄物の発生抑制と再資源化への取組

- 26    ・プラスチック資源循環促進法に基づき特定プラスチック使用製品（フォークなど使い捨てのプラスチック使用製品）の無償配布を控えます。  
27    ・販売する製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な処分ができるように、容量の適正化、容器包装の簡素化に努めます。  
28    ・使用済みの製品を再び製品または製品の一部として再使用できるなど、適正な循環利用ができる製品の開発や修繕体制の整備に努めます。  
29    ・事業者間で連携・協働し、廃棄物のリサイクルに取り組みます。

30  
31   ウ 産業廃棄物抑制の取組

- 32    ・再資源化事業高度化法により、製造業者と廃棄物処理業者等の連携による質の高い再生材の利活用を促進するため、双方のニーズや技術情報の提供、マッチング支援の在り方等について検討を進めます。

- 循環型社会の形成を目的として平成17年4月に導入した産業廃棄物税の収税を活用し、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を図る事業に取り組みます。
- 産業廃棄物リサイクル施設設備に係る補助を行います。
- 長崎県リサイクル製品等認定制度を推進し、認定製品の普及、利活用の促進に努めます。
- 再資源化事業等高度化法により、中間処理業者等へ再資源化の報告義務やトレーサビリティ（発生から最終処理や再利用までの流れを把握・管理）の確保が求められていることから、トラックスケール導入の施設整備補助を行います。

#### （4）食品ロス削減の推進

国の試算によると、日本の食品廃棄物等は年間2,550万トン、そのうち食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間464万トンと推計されており、日本の人口1人1日あたりの食品ロス量は約102gであり、ご飯茶碗1杯分に相当します。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くが捨てられており、その処理費用は多額となり、焼却処理による二酸化炭素などの排出量の増加等による環境負荷が多大なものになっています。令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や令和7年3月に変更の閣議決定がなされた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、県内における食品ロスの削減の推進に関する計画を改定し、計画の進捗を図りながら、各主体と連携しながら県民運動として食品ロス削減を推進していきます。

##### ア 教育及び学習の振興・普及啓発等

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

- テレビCMなど各種メディアを活用した広報活動

- SNS・啓発冊子等を活用とした冷蔵庫の食材在庫使い切りに関する取組の行動変容につながる周知啓発

##### イ 食品関連事業者などの取組に対する支援

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

- 九州食べきり協力店の拡大、3010運動の推進

##### ウ 未利用食品を提供するための活動の支援等

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

##### エ 表彰

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く周知するほか、ポスター・コンテスト等を通じて食品ロス対策を促進します。

##### オ 情報の収集及び提供

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

- HPの更なる充実

1 力 協議会

2 長崎県食品ロス削減計画に基づく長崎県食品ロス推進協議会において協議のうえ、食品ロス削  
3 減のための目標値を設定します。

4 (参考) 令和12年度の1人1日あたりの食品ロス発生量の目標値 89.4g/人・日

5 **(5) 各種リサイクル法等に関する取組**

6 ア 容器包装リサイクル法に関する取組

7 • 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集計画において、地域の実情を考慮しながら、こ  
8 の計画に沿って容器包装リサイクル対象物の資源化に取り組みます。さらに、長崎県廃棄物  
9 対策連絡協議会などの場を活用し、容器包装リサイクルにおける各市町の状況を整理し、そ  
10 の推進対策等について協議、意見交換等を行います。

11 イ 家電リサイクル法に関する取組

12 • リサイクル対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれているため、適正なリサイクル推進に取り組みま  
13 す。  
14 • リサイクル対象4品目の不法投棄防止及び離島地域の海上輸送費用負担軽減を目的とした、  
15 メーカー等による助成措置を活用します。

16 ウ 小型家電リサイクル法に関する取組

17 • 小型家電には、ベースメタル、貴金属、レアメタルなどの有用な金属が含まれているため、  
18 適正なリサイクル推進に取り組みます。  
19 • 県内における使用済小型家電の回収量を上げるために、回収ボックス方式やピックアップ方  
20 式など、地域の実情に応じた方法による回収システムの構築に努めます。

21 エ 建設リサイクル法に関する取組

22 • 建設工事において、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)の適正な分別・再  
23 資源化の実施の確保に努めます。  
24 • 長崎県リサイクル製品等認定制度により、リサイクル製品の利用に努めます。  
25 • 長崎県建設工事共通仕様書へ再生資材の利用について記載し、公共工事における再生資材の  
26 使用に努めます。

27 オ 食品リサイクル法に関する取組

28 • 食品関連事業者の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、食品リサイクルの必要性等  
29 の普及啓発に取り組みます。  
30 • 食品残さ等の未利用資源を有効活用するために、必要な施設の整備を支援します。

31 カ 自動車リサイクル法に関する取組

32 • 処理困難物とされるシュレッダーダスト(自動車等破碎物)や環境に影響を及ぼすフロン類  
33 の適正処理、再生部品及び再生資源の利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正処  
34 理、資源の有効活用の推進に努めます。  
35 • 離島地域においては、リサイクル料金の剰余金の一部を用いる離島対策支援事業を積極的に  
36 活用し海上輸送費の負担軽減を図ります。

## キ その他のリサイクルに関する取組

- ・太陽光パネルの適正なリサイクルの推進に向けて、国のリサイクル義務化に向けた法整備の動向を踏まえつつ、市町、関係機関等と連携し、必要な情報提供や周知啓発に取り組みます。
- ・学校給食などから排出される食品残さや食べ残しの堆肥化、飼料化を推進します。
- ・家畜ふん尿の管理の適正化及び堆肥の品質向上・利用促進を図ります。
- ・焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のセメント原料化等への有効利用を推進します。
- ・二輪自動車など廃棄物処理法に基づく広域認定制度の対象品目については、製造事業者等によるリサイクルシステムが構築されていることから、同システムに基づき効率的な再生利用に取り組みます。

## 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃棄物の処理を製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とし、環境大臣が認定する特例制度です。

本制度の対象となる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方があり、一般廃棄物については、現在、廃スプリングマットレス、廃パソコンコンピュータ、廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃F R P船、廃消火器、廃火薬類、廃印刷機、廃携帯電話用装置、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃乳幼児用補助装置が広域認定制度の対象品目として定められています。

**（6）その他の取組**

## ア 環境・エネルギー関連産業の育成

- ・県内企業の環境・エネルギー関連市場への新規参入や取引拡大を促進するため、研究開発などの取組を支援します。

## イ グリーン購入の推進

- ・循環型社会を形成していくためには、再生品等の供給面における取組を強化することに加え、その再生品に対する需要が確保されることが重要であることから、県ではグリーン購入法に基づく国の中長期方針を踏まえた長崎県環境物品等調達方針を定め、環境物品の調達を推進していきます。

## ウ エネルギー回収の推進

- ・一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設の整備にあたっては、廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーの利用（サーマルリサイクル）や廃棄物の燃料化など、エネルギー回収に十分配慮した施設整備を図ります。

1  
2 エ マテリアルリサイクルの推進

- 3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41
- ・一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、国の交付金制度を活用しながら、各市町のリサイクル推進に向けた取組に応じた、マテリアルリサイクル施設の整備を図ります。
  - ・プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれるため、広域的な処理についても検討・促進していきます。

オ 未利用資源の有効活用の支援

- ・未利用のバイオマスを利活用できる施設の整備を支援します。
- ・エコフィードを利用している養豚農家を中心に、利用状況、課題等の聞き取りを行い、必要に応じて県内エコフィード製造事業者の情報提供等を実施しながらエコフィードを推進し、関連法令の改正に伴う加熱処理基準対応への支援・指導を行います。

カ 再生利用に向けた取組への支援

- ・キャンペーンなどを実施して、リサイクルの必要性や重要性等について意識の浸透や醸成を図るとともに、住民や事業者がリサイクルを行いやすい体制や施設の整備に努め、全国と比べて再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。
- ・県は県民、事業者が行う紙類の再生利用や排出量削減に寄与するため、民間の回収事業や機密文書リサイクルなどの情報収集や新たな回収体制の強化に係る事業の検討などを行います。

## ( 7 ) ネットワーク形成の推進

天然資源の消費を最小化する持続可能な循環型社会の形成に向けて、これまで以上に、各主体の一人ひとりの意識改革と行動の変革が必要となってきます。

この意識改革と行動の変革を加速させるため、各主体が連携・協働するためのネットワークの要として設置している「ながさき環境県民会議」の取組を引き続き支援していくとともに、ネットワークの形成・強化のための各種施策を展開していきます。



## 1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

### (1) プラスチック資源循環促進法について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がでてきました。

環境省HPより抜粋

そこで、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が令和4年4月に施行されました。

プラスチックの資源循環は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者、自治体、消費者の皆様による様々な取組により実現します。



出典：環境省ウェブサイト  
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

#### 県民の取組

ア プラスチック使用製品の合理化によるプラスチックごみの抑制を行います。

- ・特定プラスチック使用製品（フォークなど使い捨てのプラスチック使用製品）を断る
- ・マイボトルやマイバックの持参

イ 事業者及び市町等の回収に適した分別排出をします。

ウ 認定プラスチック使用製品の使用に努めます。

#### 事業者の取組

ア プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック製品を設計します。

##### ・構造について

減量化、包装の簡易化、長期使用可、長寿命化、再使用が容易な部品の使用または部品の再使用、単一素材化等、分解・分別の容易化、収集運搬の容易化、破碎・焼却の容易化

##### ・材料について

プラスチック以外の素材へ代替え、再生利用が容易な材料の使用、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用

- ・製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価する など

イ プラスチック使用製品の合理化によるプラスチックごみの抑制を行います。

- ・消費者に提供する特定プラスチック使用製品を有償とする
- ・消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること

- 1   ・提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- 2   ・提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと など
- 3
- 4   ウ 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行います。
- 5
- 6   エ 排出業者として、プラスチック使用製品の産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化に努め
- 7   ます。
- 8

9   行政の取組

10   ア 市町の取組

- 11   ・家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化を行います。

12   イ 県の取組

- 13   ・国、市町、民間団体等と連携を図りながら、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制と資源化の取組を促進します。併せて、海岸漂着物の効率的、効果的な回収処理や発生抑制対策等に取り組みます。

18 **( 2 ) 海岸漂着物対策の推進について**

19   わが県においては、外国由来のものも含め大量に繰り返し漂着する海洋ごみの回収処理と発生抑制対策が必要となっています

20   ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、平成 21 年 7 月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第 14 条に基づき、平成 22 年 10 月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に掲げる 3 つの基本目標、「海岸漂着物の円滑な処理」、「県民生活で生じる廃棄物の発生抑制」、「外国由来の海岸漂着物の削減」を柱として各種取組を進めます。

28   ア 海岸漂着物の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策等の推進

- 29   ・海岸漂着物が集積している海岸においては、県、市町、海岸管理者等が連携して海岸漂着物の円滑な処理を図り、清潔の保持に努めます。
- 30   ・漁業者等が行う海岸漂着物の処理を支援します。
- 31   ・海岸漂着物の中には、陸域から排出されたごみが多いため、海岸漂着物の問題は、県民全ての共通の課題であるとの認識に立って、多くの県民に海岸漂着物の現状を知ってもらい、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

37   イ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 38   ・県民や、事業者、N P O、大学、行政などの多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力します。

- 1 ・県域を越えた連携としては、福岡県、佐賀県、熊本県及び本県の4県で「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動に取り組むとともに、4県共通のポスター・リーフレットを作成し、海岸漂着物発生抑制の啓発に努めます。
- 2
- 3

4 **ウ 国際協力の推進**

- 5 ・本県における外国由来の海岸漂着物や、日本側が起因となる海岸漂着物については、相互の共  
6 通の課題であることから、国の外交上の対応と連携しながら課題の解決に努めるとともに、外  
7 国人にも海岸漂着物の現状を知ってもらうために、対馬市で行われている日韓市民ビーチクリ  
8 ーンアップなど、県内で行われている取組の充実を図ります。
- 9 ・平成21年の日韓知事会議の合意に基づき、平成22年から日韓8県市道（山口、福岡、佐賀、  
10 長崎、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治区）が連携して実施している地域の海  
11 岸清掃事業の取組を進めます。
- 12 ・韓国や中国といった近隣国との、海岸漂着物に関する新たな共同の取組の実施について検討  
13 します。

14 **エ その他の海岸漂着物対策**

- 15 ・県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物の排出抑制を図るため、その現状、処理・  
16 発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を推進  
17 します。
- 18 ・国が推進する海岸漂着物の効率的かつ効果的な回収・処分等に関する調査研究結果等を積極  
19 的に活用します。
- 20 ・国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力し  
21 ます。
- 22 ・海岸漂着物や漂流ごみの効率的な回収などについて、必要な助言等を行います。

23 **オ プラスチック対策**

- 24 ・令和元年度には国において「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、G20大阪サミットで「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」との首脳宣言がありました。
- 25 ・環境省報告によると、くじら類の56パーセント、アオウミガメの62パーセントが海洋プラスチックごみを誤食しており、対馬市が令和6年度に実施した調査結果によると、容量ではペットボトル、漁具等のプラスチック類が漂着ごみ全体の約6割を占める状況にあります。
- 26 ・プラスチック製品が紫外線や熱、波等の要因により5mm未満に微粒化されたマイクロプラスチックも海洋生態系等への悪影響が懸念されています。
- 27 ・今後さらに、使い捨て容器の削減やリサイクル促進、植物を原料とするバイオ素材の利用拡大などの具体策が国で検討され今後取りまとめられる予定であるため、各種主体と連携してこれらの対策を推進していきます。
- 28 ・プラスチックの誤飲のほか、捨てられた釣糸などによる海鳥への被害も多数報告されていることから、漁業者や漁協が行っている漁具等の回収事業を進めて、海洋生物への被害の拡大防止に努めます。
- 29 ・飲食業界におけるプラスチック製のストローを使用しない取組や令和2年7月に義務化され

1 たレジ袋有料化を契機としたマイバッグの推進などによるプラスチック製品の使用抑制と、分  
2 別徹底を推進し、海洋への流出防止に努めます。また、海洋プラスチックごみについても、陸  
3 域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対  
4 策を推進します。

## 1 - 廃棄物の適正処理の推進

### (1) 各主体による適正処理の推進

9 廃棄物の適正処理の推進のため、監視パトロールによる不法投棄・違法焼却の未然防止や廃棄  
10 物処理業者等の立入検査による不適正処理防止などの対策を推進します。

11 監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導

12 産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入及び適正処理指導

13 処理業者及び排出事業者に対する研修会の開催

14 適正処理を推進するためには、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を確認し、処理業者は  
15 廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨と定められた責任を理解し、各種法令を遵守して適正に  
16 廃棄物の処理を行うことが重要です。

17 また、不法投棄防止対策としては、第一に未然防止を図ることが重要であり、県民や事業者は  
18 廃棄物の処理に関する諸手続きや規定を理解し、適正処理に対する意識を持つことが大切です。

19 このため、行政は研修会を開催する等、県民や事業者の意識向上を図るとともに、事業所等への  
20 立入検査や不法投棄等監視パトロールを実施して、適正処理の推進に努めます。

21 なお、不適正処理が行われた場合は、法に基づき厳正に対処します。

### 適正処理の推進に向けた取組

24 排出事業者の取組

25 ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

26 ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃  
27 棄物の適正処理を行います。

29 イ 適正対価の負担及び適正処理の確認

30 ・産業廃棄物の処理を委託する場合には、許可を有する適正な業者を選定し、適正な対価を支  
31 払います。

32 ・委託にあたっては委託契約を締結するとともに、必ずマニフェストを交付し、委託業者等か  
33 ら送付されたマニフェストの内容に基づき、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを  
34 確認します。なお、マニフェストの交付等の状況に関しては、毎年、県（長崎市、佐世保市  
35 を含む。）へ報告します。

### ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

38 ・資材の購入等にあたっては、不要な包装等ごみになるものを可能な限り排除し、廃棄物となる  
39 ものの持ち込みを減らします。

40 ・事業活動に伴って生じた廃棄物は分別して排出し、再資源化の実施に努めます。

- 1 製品の製造にあたっては、拡大生産者責任を考慮し、リサイクルしやすい製品を開発すること等によって、再生利用率の向上を図ります。また、製品の製造にあたっては再生資源を利用するよう努めるとともに、需要に応じた資源循環の促進に努めます。
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39

## 処理業者の取組

### ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。

### イ 適正処理の報告

- ・収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者はマニフェストに必要事項を記載し、マニフェスト交付者等へ適正に処理を行ったことを報告します。
- ・中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託する場合、自らマニフェストを交付して収集運搬及び処理が適正に行われたことを確認します。

### ウ リサイクルの推進

- ・中間処理後の産業廃棄物や処理過程で発生する副産物等は、可能な限りリサイクルして、廃棄物の減量化を図ります。

## 工 最終処分場の適正管理

- ・最終処分業者は、最終処分場に関する基準を遵守し、許可品目以外の廃棄物の混入を防止するとともに、処分場の残余容量を的確に把握し計画的かつ適正な維持管理を行います。

## 行政の取組

### ア 排出事業者、処理業者及び処理施設への監視・指導

- ・廃棄物適正処理推進指導員を配置し立入検査の強化を図り、適正処理の推進に努めます。また、県民等からの情報には迅速に対応します。
- ・不適正処理が確認された際は、立入検査や指導を強化し、法に基づいて厳正な措置を講じます。
- ・立入検査マニュアルや適正処理指導要綱等により、統一的かつ効果的な立入検査を行います。

### イ 現状の把握と効果的対策の検討

- ・マニフェスト交付等状況報告書や処理業者からの実績報告書等を基に排出量、減量化量、最終処分量等の現状把握に努めます。

### ウ 適正処理推進のための啓発

## 第5章 目標達成のための施策

- 1 · 県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことにより、廃棄物の適正処理について周知徹底を図ります。
- 2 · 排出事業者等を対象とした研修会を開催し、適正処理及び各種リサイクル法等の趣旨と定められた責務についての理解を図ります。
- 3
- 4
- 5

### 工 関係機関との連携

- 7 · 関係各課、市町、警察、大学など関係機関との情報交換を密にし、適正処理の推進及び不適正処理発生時における生活環境保全上の支障の未然防止及び除去に努めます。
- 8
- 9

### 10 不適正事案への対応

- 11 · 廃棄物の不適正処理が行われた場合、生活環境保全上の支障が発生することを防止するため、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県（長崎市、佐世保市を含む。）において、行政処分（改善命令、措置命令及び許可の取消し）を迅速かつ厳正に行います。
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37

### 不法投棄の未然防止対策

#### 県民の取組

##### ア 適正なごみ出しと処理料金やリサイクル料金の負担

- ごみを排出するときは、居住する自治体が定めたルールに従い、不法投棄をしない、させないように努めるとともに、汚染者負担の原則を自覚し、処理料金やリサイクル料金を負担します。
- 家電リサイクル法に従い、対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）を処分するときは、家電小売店等に引き渡し、所定の運搬、リサイクル料金を支払います。
- 自動車リサイクル法に従い、リサイクル料金を預託し、使用済自動車を引取業者に引き渡します。
- 平成29年8月に発効した水銀に関する水俣条約に基づき、水銀を使用した体温計・血圧計などを処分するときは、定められた方法により適正に処理します。
- その他のリサイクルシステムを活用して廃棄物を処理する場合には、定められた方法により適正に処理します。

#### イ 行政への情報提供

- 不法投棄や違法な野焼き等を発見した場合は、不法投棄ホットラインなどを通じて行政に情報を持ちます。

不法投棄ホットライン窓口

（長崎県）0120-790-530

#### 事業者の取組

##### ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- 1 廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃  
2 補物の不法投棄や違法な焼却処理等を行いません。
- 3 市町等の処理システムを活用する場合は、定められた分別方式を遵守し、必要な処理・リサ  
4 イクル料金を負担します。

7 イ 適正処理の確認

- 8 産業廃棄物排出事業者が処理を委託する場合は、許可を有する業者を選定し、委託契約を締  
9 結し、必ずマニフェストを交付して適正に処理が行われたことを確認します。
- 10 収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者はマニフェスト交付者等に対して、適正な処分の  
11 実施状況等を報告します。

12 ウ 行政への情報提供

- 13 輸送や廃棄物関連の事業者は、業務の中で不法投棄などを発見した場合は、行政に情報を提  
14 供します。

15 行政の取組

16 ア 不法投棄等監視パトロールの実施

- 17 廃棄物適正処理推進指導員等による不法投棄等監視パトロールを実施して不法投棄・違法焼  
18 却の未然防止と早期発見・指導に努めます。また、不法投棄ホットラインを通じた県民から  
19 の情報等には迅速に対応します。
- 20 不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要と  
21 しない区域についても、当該区域から新たな支障が生ずることがないよう、当該区域の状況  
22 等について定期的に確認を行います。

23 イ 不法投棄防止のための啓発

- 24 県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことによ  
25 り、不法投棄の防止について周知徹底を図ります。
- 26 環境月間の時期に、警察、海上保安部及び市町等と協力し、陸域、海域、空域における不法  
27 投棄等監視合同パトロールを実施して県民や事業者等への周知を図ります。

28 ウ 関係機関との連携

- 29 警察、海上保安部、市町及び業界団体等で構成する長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議  
30 会を中心として不法投棄防止対策を推進します。
- 31 関係団体等と連携した監視体制の構築を図るなど、不法投棄防止に対する監視活動の充実に  
32 努めます。

33 不法投棄事案への対応

- 34 不法投棄事案については、投棄物や目撃情報等から投棄者を調査し、撤去、改善を指導しま  
35 す。

## 第5章 目標達成のための施策

- 1   ・行政指導に従わない等、悪質な事案については、警察等と連携して法に基づき、厳正に対処します。
- 2   ・不法投棄された廃棄物により、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがある場合には、廃棄物処理法に従い、原因者に対して原状回復等の措置を命令します。
- 3
- 4
- 5

## 1 (2) 一般廃棄物の適正処理の推進

2 市町は、廃棄物処理法第6条の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないことになっています。また、同法第6条の2の規定により、市町は、その計画に従って、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならないこととなっています。一般廃棄物の処理にあたっては、各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めています。

7 一般廃棄物の処理は市町の責務となっており、それぞれの市町で一般廃棄物を処理するほか、複数の市町が共同して、その地域内で集約処理を行います。

9 なお、事業系の一般廃棄物については、廃棄物処理法第3条に定めるとおり事業者自らの責任において処理することを基本としますが、各市町が定める一般廃棄物処理計画に基づいて処理する場合には、事業者は市町等の施策に積極的に協力し、適正な処理を行うこととします。

12 また、施設整備については各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めています。

13

### 14 適正処理への取組

#### 15 ア 最適な処理方法の選択

- 16 一般廃棄物の処理においては、二酸化炭素の排出を抑えた脱炭素社会形成推進の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分のうち最適の方法を選択するとともに、焼却処理量、最終処分量が抑制されるよう配慮します。
- 19 プラスチックについては、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づき、今まで焼却ごみとされてきた製品プラスチックも含め分別収集、再商品化を進めています。

22

#### 23 イ ダイオキシン類の削減

- 24 焼却施設の集約化を進めるとともに、焼却施設の適正な維持管理を行うことにより排出基準を遵守し、ダイオキシン類の排出削減を図ります。

26

#### 27 ウ 廃焼却炉の早期解体

- 28 集約化等に伴い廃止されたごみ焼却施設については、国の交付金等を活用し、早期解体を進めます。

30

#### 31 エ し尿・生活排水の適正処理

- 32 汚水処理の普及拡大と適切な維持管理を促進します。
- 33 し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備の導入を推進します。

35

### 36 施設整備の施策

#### 37 ア 地域内・県内完結型廃棄物循環・ごみ処理広域化・集約化システムの構築

- 38 市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけその地域又は県内でのリサイクルや処理が完結できるよう、施設整備を推進します。

## 第5章 目標達成のための施策

- 持続可能な廃棄物処理のため、県が主体となりごみ処理広域化・集約化協議会を設置し、市町と連携して、ごみ処理施設の長期広域化・集約化計画を策定します。
- 必要に応じて、市町が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託する等、民間活用も検討していきます。

### イ. 適切な収集体制の確保等

- 収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮するとともに、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づき一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保します。
- 運搬に関しては、ごみ処理施設の広域化・集約化や市町の地勢等に応じて効率的な運搬ができるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、EVごみ収集車の導入等や中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行います。

### ウ. 施設整備

- 一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行ったうえで、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき実施します。
- 県は循環型社会の形成に向け、ごみ処理広域化・集約化や民間施設の利用について市町と連携・協議し、国の循環型社会形成交付金制度等を活用しながら、必要な処理施設の整備を推進します。

### エ. 最終処分場の確保

- 4Rを推進し、最終処分量を減少させることで、最終処分場の延命化に努めるとともに、地域ごとに必要となる最終処分場を計画的に確保します。そのため、地域ごとに必要となる最終処分場については、今後とも国の交付金制度を活用し整備を行います。

### オ. 再資源化施設の整備

- 一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたリサイクルセンター等の再資源化施設の整備を推進します。
- 必要に応じて民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して廃棄物処理施設の整備を行います。

### カ. 汚泥再生処理センターの整備

- し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を推進します。

### キ. 廃棄物処理施設の延命化等

- 厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を確保していくため、既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るストックマネジメントの手法を導入し、廃

1 棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や整備を行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

4 **運営・管理体制の検討**

5 **ア. 施設の維持管理、操業の安全性の確保**

6 ・施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保  
7 守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努  
8 めます。

10 **イ. 有料化の推進**

11 ・経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量  
12 に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を  
13 検討します。

15 **自治体に対する技術的な支援等**

16 県は、一般廃棄物の処理に関する市町の責務が十分果たされるように、必要な技術的助言を与  
17 えるよう努め、次の取組を推進します。

19 **ア. 市町間の調整や情報の提供**

20 ・長崎県廃棄物対策連絡協議会等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提  
21 供を行います。

23 **イ. 県内の市町や他県等との調整等**

24 ・災害発生時や感染症蔓延などにより、各市町で廃棄物の処理が滞る場合には、県は、県内各市  
25 町や一部事務組合のほか、他県や廃棄物関係業界と調整等を行い、その適正処理のための支援  
26 等を行います。

28 **【長崎県廃棄物対策連絡協議会】**

長崎県における廃棄物の適正な処理を確保し、地域の環境保全を図ることを目的として  
「長崎県廃棄物対策連絡協議会」を設立、運営している。

**【構成】**県内 21 市町、県立保健所及び長崎県資源循環推進課

**【協議事項】**

- (1) 廃棄物の適正処理に関する事。
- (2) 廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に関する事。
- (3) 適正処理困難指定廃棄物の処理に関する事。
- (4) 容器包装分別収集及び再商品化促進法に対応するための事項に関する事。
- (5) 廃棄物の広域処理に関する事。
- (6) 国、県並びに市町の動向に係わる情報交換に関する事。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

### 1 (3) 産業廃棄物の適正処理の推進

2 産業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者処理責任の原則のもと、事業者が自ら  
3 排出抑制や循環利用に率先して取り組むものとします。また、排出事業者や処理業者は、法令を  
4 遵守し、地域住民の信頼を得られるよう安全で安心できる処理施設の確保と維持管理に努めま  
5 す。そのうえで、循環経済への移行に向け、処理業者は、廃棄物の再資源化事業の高度化につ  
6 いて検討を行い、資源の有効利用や環境負荷の低減に資する取組を推進することが期待されます。

7 このため、県は、市町や事業者等と緊密な連携を図っていくとともに、府内においては、各種  
8 会議等を活用し、各部が行う施策の横断的連携を保ち、連絡調整を図ることで、適正処理の推進  
9 に努めます。

#### 10 適正処理への取組

##### 11 ア 循環利用及び適正処理の推進

- 12 本県の地域特性に合った環境産業の創設や育成を推進し、県内から排出される廃棄物は、可  
13 能な限り県内で循環利用し、適正に処理することを目指します。
- 14 循環経済への移行という社会的背景を踏まえ、製造業者及び処理業者の連携について検討を行  
15 います
- 16 県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図ります。
- 17 産業廃棄物税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進  
18 のための事業を実施します。

##### 19 イ 技術開発の支援

- 20 県の研究機関において、事業者や地域社会のニーズに応じた産業廃棄物の資源化技術に関する  
21 研究に取り組むとともに、民間・大学等との共同研究についても積極的に取り組みます。

##### 22 ウ 普及啓発の推進、情報の収集・提供

- 23 事業者及び処理業者等に対し、研修会・講習会を開催し、廃棄物の排出抑制・減量化・資源化  
24 に関する意識の啓発に努めます。また、関係業界・団体等と連携し、廃棄物や環境に関する各  
25 種情報を定期的に提供します。
- 26 施設設置者が、産業廃棄物処理施設の設置や変更を行う際には、地元住民への説明会や見学会  
27 を通して意見を求めるなどを定めた産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、助言等を行  
28 います。

##### 29 エ 電子マニフェスト制度の普及促進

- 30 事業者は自社処理に限らず、処理を委託する場合であっても、産業廃棄物の発生から最終処  
31 分（再生を含む。）に至るまでの全段階において適正な処理が行われるよう、マニフェスト  
32 （産業廃棄物管理票）の使用・確認を徹底する必要があります。排出事業者や処理業者に対  
33 しマニフェスト制度の徹底を図るとともに、この制度をより円滑に進めるため、排出事業者  
34 及び処理業者と情報処理センターの間で電子情報を用いた電子マニフェスト制度の普及促  
35 進に努めます。

1 オ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成

- 2 ・産業廃棄物の多量排出事業者は、事業場から排出する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減  
3 量その他処理に関する計画を作成することが廃棄物処理法で定められています。
- 4 ・多量排出事業者が作成した処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等  
5 による減量化を一層推進するため、計画の提出を受けた県等はインターネット等を利用して公  
6 表します。
- 7 ・県は、提出された処理計画について、廃棄物の排出抑制や再生利用が、本計画の目標を達成す  
8 るために必要な水準に達していない場合、これらの改善について事業者と協議または助言を行  
9 います。

10 カ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

- 11 ・市場競争の中で、優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られるためには、事業者が自らの判断  
12 により優良で信頼できる処理業者を選定できることが必要です。そのため、平成23年度に、通常の許可基準より厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。
- 13 ・優良産廃処理業者認定制度に関する研修会などを開催し、産業廃棄物処理業者の認定取得を促  
14 進します。
- 15 ・優良認定事業者に対するインセンティブの付与について検討します。
- 16 ・知見を有する者の協力のもと、真の優良産廃処理業者育成のための研修会を実施し、県内処理  
17 業者の育成を図ります。

18 キ 監視・指導の強化

- 19 ・産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者や処理業者、産業廃棄物処理施設に対し、計  
20 画的かつ効果的な監視・指導を実施し、法に基づき厳正に対処します。

21 施設整備の施策

22 ア 再生利用等の推進

- 23 ・処理業者は、産業廃棄物の再資源化を促進するため、必要な施設整備と処理工程の効率化  
24 に向けた設備導入を推進します。
- 25 ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収が可能な施設の整  
26 備を優先します。

27 イ 施設整備に対する助成

- 28 ・事業者及び処理業者が行う施設整備については、国や県の補助事業又は政府金融機関の融資制  
29 度等を活用し、施設整備の促進を図ります。

30 処理、処分施設の整備

31 ア 中間処理施設の状況

- 32 ・処理施設の構造基準や維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等に適合した処理が推進される  
33 よう、処理施設の設置者への周知・指導や、施設への立入検査を推進します。

1 イ. 最終処分場の状況

- 2   ・循環型社会の形成並びに最終処分場の延命化を図るため、減量化や再生利用を推進し、  
3   最終処分量の削減に努めます。  
4   ・最終処分場（特に管理型）の安定確保の観点から、新たに最終処分場を設置する事業者  
5   に対しては、施設許可に係る手続き（告示縦覧等）や、申請の際に必要となる調査等につい  
6   て、円滑に行えるよう助言を行い、早期設置に向けた取組を行います。

7   個別の処理対策

8   ア 農業系産業廃棄物

9   <現状及び問題点>

- 10   ・本県における家畜排せつ物由来の堆肥の生産可能量と農地への需給については、県全体では概  
11   ねバランスがとれている状況にあります。しかし、一部地域では供給過剰が生じ、他の供給不  
12   足の地域に移出する等の対応が必要です。  
13   ・園芸用廃プラスチックは、主に野菜、花き等のハウス栽培、マルチ栽培等に利用されたもの  
14   であり、農業者への啓発と、地域協議会による回収体制の確立により、本県では高水準で回  
15   収され、適正に処理されています。今後とも適正処理の啓発を継続し、効率的な回収体制の  
16   整備を支援しながら、回収率の維持、向上に努めるとともに排出量の削減に向けた取組が必  
17   要です

18   <処理方針>

19   (ア) 家畜ふん尿（動物のふん尿）

- 20   ・家畜ふん尿の堆肥化については、副資材の安定確保と高品質な堆肥づくりに必要な施設整  
21   備を推進します。  
22   ・「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、化学肥料との配合などによる耕種農家の  
23   ニーズにあった安心して施用できる堆肥生産を推進し、需要拡大を図ります。  
24   ・堆肥生産量の多い地域から少ない地域へ、地域を越えた堆肥や副資材の流通を推進します。

25   (イ) 園芸用廃プラスチック（廃プラスチック類）

- 26   ・園芸用廃プラスチックについては、適正処理に必要な体制を維持するとともに、長崎県園  
27   芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会と各地域の廃プラスチック適正処理推進協  
28   議会との連携により、排出時の分別徹底や回収率の向上に加え、排出量の削減を図ります。

29   イ 上下水道系産業廃棄物

30   <現状及び問題点>

- 31   ・水道事業及び下水道事業は、主に市町が事業主体として実施している事業で、これから排出され  
32   る汚泥は住民の生活に密接な関係を有する水道水及び下水の処理過程から発生するものです。  
33   ・下水道から排出される下水汚泥については、全体の99%以上が建設資材や肥料などに再生利  
34   用されており、また、浄水処理過程で生じる浄水発生土についても目標値をほぼ達成している  
35   状況ですが、引き続きこれらの再生利用に取り組む必要があります。

36   <処理方針>

- 1 ・下水道から排出される下水汚泥は、全排出量の建設資材（路盤材、管敷設埋設材、セメント原  
2 料）や肥料等としての再生利用を促進します。

3 ウ．電気事業系産業廃棄物

4 <現状及び問題点>

- 5 ・本県には、全国有数規模の石炭専焼火力発電所が立地しており、発電に伴い生じる燃え殻  
6 （焼却灰）及び集塵機で捕捉されるばいじん（フライアッシュ）が大量に排出されています。  
7 ・燃え殻及びばいじんは中間処理による減量化が難しいため、再生利用を一層促進する必要があります。  
8 排出量を抑制することは難しいですが、節電等に対する意識を浸透させ、少しでもば  
9 いじんなどの発生量を抑制するような取組も必要となります。

10 <処理方針>

- 11 ・発生した石炭灰については品質管理を行い、地盤改良材等の建設資材やセメント原料とし  
12 て有効活用し、産業廃棄物としての排出抑制に引き続き取り組みます。  
13 ・電気業から排出される産業廃棄物については、そのほとんどが中間処理による減量化が見込  
14 めないため、有効利用の用途を開発し、可能な限り再生利用するものとし、どうしても最終  
15 処分を要するものについては、自社による最終処分場を長期的かつ計画的な視点から確保  
16 し、適正に処分することを基本とします。

17 エ．建設系産業廃棄物

18 <現状及び問題点>

- 19 ・今後も本計画の目標を達成するために、建設廃棄物の発生抑制の積極的な取組を行いつつ、  
20 リサイクル資材の利用拡大に向けた取組を推進していくことが重要です。

21 <処理方針>

- 22 ・建設工事から発生する産業廃棄物については、建設リサイクル法に基づき適正処理を推進  
23 します。  
24 ・公共工事をはじめとしてリサイクル材の積極的な活用を図り、建設廃棄物の資源循環に向  
25 けた取組を推進します。  
26 ・なお、多量に排出されるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材については、  
27 次の方針により処理を推進します。

28 (ア) コンクリート塊及びアスファルト塊

- 29 ・建設業から排出されるコンクリート塊及びアスファルト塊は破碎し、再生骨材などへ再生利  
30 用を目指します。

31 (イ) 建設発生木材

- 32 ・建設業から排出される建設発生木材は、国土交通省が定めた「建設リサイクル推進計画  
33 2020」の達成基準値である97%の再生利用・減量化を目標としますが、さらに減量化(焼  
34 却)の割合を低下させ、チップ化等への再資源化に移行することを目指します。

35 オ 特別管理産業廃棄物

36 <現状及び問題点>

- 1   ・特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生  
2   ずるおそれのある性状を有する廃棄物です。
- 3   ・特別管理産業廃棄物には、次のものがあります。  
4       (ア) 燃焼性の廃油  
5       (イ) 腐食性の廃酸、廃アルカリ  
6       (ウ) 感染性産業廃棄物

7           特定有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物等)

- 8   ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する  
9   特別措置法に基づき、その種類ごとに定められた期限内（ ）に処理する必要があります。  
10      低濃度 PCB 廃棄物（令和 9 年 3 月までに処理が必要）。なお、高濃度 PCB 廃棄物（令和 8 年  
11      3 月までに処理が必要）が新たに発見された場合は、国の方針等が決定されるまでの間、所有  
12      者等による適正保管が必要。

- 13   ・特別管理産業廃棄物は、その排出事業所が多種多様であり、さらに、その性質や性状がそれぞ  
14      れ大きく異なることから、一元的・統一的な処理を行うことは困難であり、廃棄物の性質や性  
15      状にあった処理体制の整備が必要です。

16      <処理方針>

- 17   ・特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、注意して取り扱う必要があり、普  
18      通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められています。また、特別管理産業廃棄物の排出事業  
19      者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられています。
- 20   ・排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を中心として、特別管理産業廃棄物の厳重な管  
21      理を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物処理基準等に基づく適正な処理を推進します。
- 22   ・特に、人の健康や生活環境への影響が懸念される感染性産業廃棄物及び特定有害産業廃棄物（ポ  
23      リ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物）については、次の方針も併せて対応します。

24      (ア) 感染性産業廃棄物・感染性産業廃棄物については、病原微生物による二次感染の防止  
25      が最大の課題でこのため、以下により対応します。

26           感染性産業廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、国が定めた感染性廃棄物  
27      処理マニュアルに従って、適正な処理を推進する。

28           感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物は、区分しないで収集運搬することができ  
29      るので、これらを混合して特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処理業者に  
30      処理を委託することを推進する。

31           離島地域においては、事業者又は処理業者による島内処理体制の確立に努めるこ  
32      ととするが、必要に応じて、市町による一般廃棄物とのあわせ処理を検討する。

33           各保健所管内（長崎市、佐世保市を含む。）において、県、市町、医師会等の関係  
34      機関が連携を図り、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

28      (イ) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

1 ・国のPCB廃棄物処理基本計画や方針等に基づいて、県内のPCB廃棄物の適正処理を推進  
2 します。

3 ・PCB廃棄物の処理が完了するまでは、不適正な保管や紛失等によって生活環境の保全上の  
4 支障が生ずることがないよう、保管事業者に対し立入検査等を通じて必要な指導を確実に  
5 行っていきます。

7 (ウ) アスベスト廃棄物

- 8 ・アスベスト廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、特別管理産業廃棄物処理基準のほ  
9 か、国が定めた石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)(令和3年3月策定)等に基づ  
10 づき、適正な処理を推進します。
- 11 ・石綿(アスベスト)に関する関係機関連絡会等において、情報の共有を図り、各機関が連  
12 携・協力してアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 13 ・アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で認定を受けた  
14 施設等による適正な処理を推進します。

1 **(4) 散乱ごみ対策の推進**

2 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るため「長崎県未来につながる環境を守  
3 り育てる条例」に基づき、ごみの散乱防止対策を行います。  
4 また、県民、事業者、NPO、大学、行政などが一体となって、環境美化活動等に取り組みま  
5 す。

6 県民・事業者の取組

7 ア モラル向上、キャンペーン等への積極的参加

8 ・ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努めます。また、身近なごみの状況を知ることが重  
9 要なので、市町などが行う空きかん回収キャンペーンや海岸清掃などに積極的に参加しま  
10 す。

11 イ 身近な環境美化

12 ・河川・道路等におけるアダプト団体、愛護団体の登録制度などを活用し、団体が清掃・美化  
13 活動に取り組むことによって、身近な環境の美化に努めます。

14

15 【地域清掃活動への取組（例）】

県内の各地域において、個人や団体レベルで多くの環境美化活動が行われています。  
これらの活動の中で、行政と民間が協力・連携して、次のような取組が行われています。

長崎県保健環境連合会

市町の各自治会が保健環境連合会としてまとまり、6月の空きかん回収キャンペーン  
や、ながさき環境県民会議の委員として当会議の「(仮)ながさき資源サイクル(旧:ゴ  
ミゼロ)実践計画に基づいた(仮)ながさき資源サイクル実践活動を行うなど統一的な  
環境美化活動を行うとともに、各保健環境連合会においてごみの減量化・リサイクルに  
関する事業を行います。

長崎県海と渚環境美化推進委員会

毎年7~8月にキャンペーン期間を設定し、ポスター・新聞等による環境美化啓発活動を行  
うとともに県下一斉浜そうじを実施するなど、海浜の環境美化に関して組織的に活動し  
ています。

大村湾をきれいにする会

大村湾沿岸市町と大村湾を活動の場とする企業が協力・連携して、啓発活動や漂流ごみの  
定期的な回収を行うなど、大村湾の水質保全や環境美化に取り組んでいます。

日韓市民ビーチクリーンアップ事業

平成15年度から年1回、釜山外国語大学校の学生が対馬市を訪れ、対馬市民等と一緒に  
なってボランティアによる海岸清掃活動に取り組んでいます。

16

17

1 行政の取組

2 ア 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に関する取組

3 ・県内全域でごみの投げ捨て等を禁止しており、さらに、文化遺産の存在する地域や良好な自  
4 然環境を形成している地域を対象に、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地  
5 区」を指定し、巡回指導を行います。

6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進するため、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、地区内での違反行為については罰則（2千円の過料）を定めています。

「ごみの投げ捨て等防止重点地区：28地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定します。

「喫煙禁止地区：28地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い殻の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定します。

7 イ ボランティア団体等との協働

8 ・県管理の公共施設（道路や河川等）の清掃・美化活動を行うアダプト団体や愛護団体の活動支  
9 援を行い、環境美化の推進を図ります。

10 11 12 【県におけるボランティア団体等との協働の取組（例）】

アダプト団体への支援

13 申し込みに基づき登録されたアダプト団体（県管理の「河川、海岸=200m、道路=500m、港湾、漁港、砂防施設=一定区域」以上の区間を年4回以上、清掃・美化活動を行う構成員10人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与などの活動支援を行っています。

愛護団体への支援

14 届出に基づき登録された愛護団体（県管理の「河川」、「海岸」、「道路」、「港湾」、「漁港」、「都市公園」、「砂防公園」において清掃・美化活動を行う構成員5人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与などの活動支援を行っています。

## 2 地域循環システムと地方創生

### (1) ごみ処理広域化の推進

生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町と連携しながらごみ処理広域化の推進を図っていきます。

ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえてごみ処理広域化を進めるとともに、その達成を考慮して実施される基幹改良工事などについて、必要な支援を実施していきます。

#### ア ごみ焼却施設の集約化

ごみ焼却施設を令和7年度の16施設から令和12年度までに15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

#### イ マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル（熱回収：発電等）の推進

ごみ処理施設の更新時におけるマテリアル・サーマルリサイクル設備の導入を推進します。

その導入にあたっては、国の循環型社会形成本付金を利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行います。

#### ウ ごみ処理施設の延命化の推進

長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについては、国の循環型社会形成本付金の利活用を促し、整備条件等についてこれに対し技術的な指導・助言を行う。

#### エ 汚泥再生（し尿）処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生（し尿）処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進します。

## 1 長崎県ごみ処理広域化計画

### 2 1 計画の目標

循環型社会の形成を推進し、焼却処理や最終処分を行うごみの削減に努めるとともに、ごみ処理の広域化により、地域の社会性や地理的特性を考慮したうえで、処理機能が安定した施設規模の全連続式焼却施設における熱回収や高度な排ガス設備等の整備などをもって、ダイオキシン類の排出削減を継続しながら、生活環境の保全や効率的な廃棄物処理の実現を目指します。

### 3 2 計画の目標年次と計画期間

計画の目標年次は、令和12年度とし、計画期間は令和3年度から目標年次までの10年間とします。

### 4 3 市町の広域ブロック割り

目標達成のため、市町の広域ブロックを以下のとおり7つの広域ブロックとして定めます。市町の広域ブロック割は当初の計画から平成21年度に見直ししたごみ処理広域化ブロックを基本とし、その後の市町村合併などを考慮した構成とします。

広域ブロック名	構成市町村
長崎・西彼ブロック (2市2町)	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北ブロック (3市4町)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南ブロック (5市)	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市
下五島ブロック (1市)	五島市
上五島ブロック (2町)	小值賀町、新上五島町
壱岐ブロック (1市)	壱岐市
対馬ブロック (1市)	対馬市

### 5 4 全体計画

#### 6 (1) ごみ焼却施設の集約化

次の表のとおり、ごみ焼却施設を令和2年度の17施設（令和7年度時点では16施設）から令和12年度に15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

1

(施設数)

広域ブロック名	令和2年度	令和7年度	令和12年度	増減 (R12-R7)
長崎・西彼ブロック	4	4	4	± 0
佐世保・県北ブロック	5	5	5	± 0
県央・県南ブロック	3	3	2	- 1
下五島ブロック	1	1	1	± 0
上五島ブロック	2	1	1	± 0
壱岐ブロック	1	1	1	± 0
対馬ブロック	1	1	1	± 0
計	17	16	15	- 1

2

## 3 (2) その他の取組

## 4 ア マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル(熱回収:発電等)の推進

5 ごみ処理施設の更新時におけるマテリアル・サーマルリサイクル設備の導入を推進する。そ  
6 の導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等について技術  
7 的指導、助言を行う。

8

## 9 イ ごみ処理延命化の推進

10 長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期  
11 の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものに  
12 ついては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等についてこれに対し技術  
13 的な指導を助言を行う。

14

## 15 ウ 焼却残渣等の再資源化処理の推進

16 生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣等のセメント原料  
17 化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図る。

18

## 19 エ 汚泥再生(し尿)処理施設の整備

20 し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道  
21 や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生(し尿)処理施設の整備を図るとともに、汚泥  
22 の資源化などのリサイクルを推進する。

23

24

1 (2) 長期広域化・集約化計画策定について（一般廃棄物）

2 わが国では、将来の人口減少等によるごみの排出量の減少や、市町が運営する廃棄物処理施設  
3 の維持管理コスト増大などの課題により廃棄物処理の非効率化等が懸念されています。加えて、  
4 国内では毎年のように大規模な災害が発生しており、様々な規模及び種類の災害に対応できるよ  
5 う、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処  
6 理するための拠点と捉え直し、平素から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があり  
7 ます。これらの問題の解決や、持続可能な廃棄物の適正な処理を目的とし、また、2050年カ  
8 ボンニュートラル実現や、資源循環と災害対策の強化を図るため、国が令和6年3月に「ごみ処  
9 理の長期広域化・集約化に向けた通知」を発出しました。

10 「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設  
11 の集約化について」

12 県においては、一部市町から、「長崎県ごみ処理広域化計画」の見直しと「長期広域化・集約化  
13 計画」の策定に向け、早急に取り組むとともに、県主導で市町の広域化・集約化の取組を後押し  
14 してほしいとの要望がございます。

15 以上のことから、県としては、国の通知を踏まえ、県が主体となり、現在の長崎県広域化計画  
16 の各ブロックを基本単位とし、令和8年度に「ごみ処理広域化・集約化協議会」を設置し、市町  
17 等と連携して、令和9年度までを目処に2050年度までの「長期広域化・集約化計画」策定する  
18 予定です。

19 今後、持続可能な適正処理の確保に向け、市町等としっかりと連携を図りながら取組を進めてい  
20 きます。

21

22 (留意点)

- 23 ・災害時でも適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、廃棄物処理施設の配置・基  
24 数を慎重に検討する必要あり。
- 25 ・プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施され、  
26 回収量が増加することが見込まれる中、プラスチックごみやそれ以外のごみの分別・回収や  
27 再資源化等について、積極的に民間と連携した取組の検討も必要。
- 28 ・現在の「長崎県ごみ処理広域化計画」については、新たな「長期広域化・集約化計画」に集  
29 約化する予定。

30

31 (3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理

32 非常災害時により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じ  
33 させるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の觀  
34 点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

- 35 ・非常災害時においては、市町や廃棄物処理業者による通常の廃棄物処理が困難になるととも  
36 に、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、県は廃棄物処理の広域的な連携や災害廃  
37 棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進します。
- 38 ・市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう、県は平  
39 時から国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行うほか、災害廃棄物仮  
40 置場設置運営訓練等の内容を含んだ県主催の災害廃棄物担当者研修会を実施します。

- 1 市町は一般廃棄物処理事業者や産業廃棄物処理業者だけでなく、建設解体業や運送業などの  
2 民間事業者団体との協力体制を平常時から構築するように努め、県は市町の取組を支援しま  
3 す。
- 4 災害発生時においては、県は長崎県地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、防災体制  
5 の整備を図るとともに、国や都道府県、市町、廃棄物関係業界との連携など災害廃棄物の処  
6 理のための調整等を行います。
- 7 現在の長崎県災害廃棄物処理計画は平成30年3月に策定したものであり、近年の豪雨災害  
8 の頻発や、令和6年1月に能登半島地震が発生し、災害廃棄物を取り巻く状況は計画策定時  
9 と比べて大きく変化しています。また、南海トラフ自身に関し、本県の7市1町が防災対策  
10 推進地域に指定され、最新の知見に基づく被害想定に応じた災害廃棄物量を整理し、同計画  
11 を見直す必要があることから、県においては、新たな計画を策定することを検討していま  
12 す。

#### (4) 資源循環のための事業者間連携（産業廃棄物関係）

- 15 製造側が必要とする再生材の質と量を確保すること等を目的とする再資源化事業等高度化法  
16 の制定により、製造業者と廃棄物処理業者が連携して、質の高い再生材の利活用に取り組む  
17 必要があります。
- 18 県は、製造業者（動脈）と廃棄物処理業者（静脈）の業界における動向やニーズ等を踏ま  
19 え、両者のマッチング支援等の調整や相談への対応に努めます。また、関連事業者間での資  
20 源循環に関する情報の適切な共有の場を提供します。
- 21 県は循環ビジネス創出に向けた可能性や課題等について研究を行います。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53

## 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進

### 県民

- ・県民一人ひとりが、「環境への負荷が少ない循環型社会」形成に向けた取組の主体であること自覚し、積極的に行動します。
- ・4R活動を実践することで、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理への取組を推進します。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。

### 事業者

- ・事業所において4R活動などを実践することで、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理への取組を推進します。
- ・従業員の意識の向上を図るため、廃棄物や環境に関する講習会を受講させるなどして、4R活動の推進に努めます。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。

### NPO

- ・循環型社会の形成に必要な活動を行います。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を担います。

### 大学

- ・循環型社会の形成に必要な研究を進めています。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・最新の情報収集や、専門的な知識の発信などを行います。

### 市町

- ・廃棄物処理法に基づき、本計画との整合を図りつつ、地域の実情に応じた一般物棄物処理計画を策定します。
- ・地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎自治体としての役割を実践します。
- ・イベントや研修会など様々な機会に、廃棄物や環境に関して地域住民への啓発に努めます。

### 県

- ・全県的・広域的な観点から、一般廃棄物や産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理を推進します。
- ・市町や関係主体の取組が推進されるように調整機能を果たします。
- ・ながさき環境県民会議と連携して、各関係団体等が行う実践行動の年間計画や実施状況を把握し、次年度以降の実践活動の改善を図ります。
- ・市町のごみの排出量や再資源化量、施策の実施状況等について、毎年度調査を行い、長崎県廃棄物対策連絡協議会において意見交換を行い、施策の見直しに反映させます。
- ・計画の進捗状況を県のホームページで公開し、各主体の意見を施策の中身に反映させるよう努めます。

## 2 計画の進捗管理と見直し

計画の進捗管理と見直しについては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。

ながさき環境県民会議や長崎県廃棄物対策連絡協議会と連携・協働するとともに、各主体の年度ごとの目標の達成状況等を評価します。また、長崎県環境審議会へ計画の進捗状況や評価結果の報告を行い、意見をいただくとともに、広く県民に情報を提供していきます。

また、5年ごとに計画の内容を見直します。



< PDCAサイクルによる計画の推進 >

### ながさき環境県民会議

環境への負荷の小さい持続可能な社会を形成することを目的として、平成24年6月に、「ゴミゼロながさき推進会議」と「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合し、新たに設立されました。

本県における循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、NPO、大学、行政などが、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進していくための会議のことです。ながさき資源循環実践計画を策定し、推進していく母体となります。

### 長崎県廃棄物対策連絡協議会

廃棄物の発生抑制、減量化及び再資源化並びに適正処理等について協議するため、県及び市町で構成されています。

毎年開催し、各市町におけるごみの排出量や再資源化量、施策の実施状況等について意見交換を行い、施策の見直しに反映させます。